

香川県立高等学校
教育課程編成の手引

令和2年3月

香川県教育委員会

はじめに

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造は大きく、そして急速に変化し、将来予測が困難な時代となっています。このような時代にあって、学校教育には、生徒たちが様々な変化に積極的に向き合い、多様な人々と協働しながら主体的に人生を切り拓いていくために必要な資質・能力の育成が求められています。このような時代の変化に対応すべく、平成30年3月に文部科学省から新しい高等学校学習指導要領が告示され、それに基づく新しい教育課程が令和4年度入学生から年次進行で適用されることになりました。

今回の改訂は、次の三つのことを基本方針としています。

- ①生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視し、その資質・能力を一層確実に育成すること
- ②知識の理解の質を高め、確かな学力を育成すること
- ③道徳教育や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

この基本方針のもと、高等学校学習指導要領では主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進などを通して、教育課程に基づく教育活動の質の向上を目指すことの重要性が謳われており、各学校においては、地域や学校の実態、課程や学科の特色等を十分考慮して、適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かして一層特色ある教育活動を展開することが期待されています。

香川県教育委員会では、この新高等学校学習指導要領の趣旨・内容の徹底を図るため、平成30年度から香川県高等学校新教育課程説明会を開催してまいりました。また、令和元年度には、教育課程研究委員会を設置し、新高等学校学習指導要領に基づく教育課程の在り方やその実施上の留意点などについて研究してまいりました。本冊子は、この研究委員会の研究結果をまとめ、各学校における教育課程編成やその円滑な実施に資するため、作成したものです。

各学校においては、本冊子を参考とし、充実した特色ある教育活動を展開されますよう期待します。

令和2年3月

香川県教育委員会事務局

高校教育課長 金子 達雄

目 次

I 教育課程編成・実施の一般方針

1	教育の目的・目標（教育基本法第1条，第2条）	1
2	高等学校教育の目的・目標（学校教育法第50条，第51条）	1
3	教育課程編成の原則	1
4	生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開	2
5	育成を目指す資質・能力の明確化	2
6	就業やボランティアに関わる体験的な学習の充実	2
7	カリキュラム・マネジメントの充実	3
8	教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成	3
9	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	3
10	学習評価の充実	3
11	道德教育の充実	4

II 教育課程の編成及び実施

1	各教科・科目の標準単位数等	5
2	授業時数	8
3	各教科・科目の履修等	8
4	教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	8
5	単位の修得及び卒業の認定	10
6	定時制及び通信制の課程における教育課程	11

III 各教科等における教育課程編成上の留意事項

国語	12
地理歴史	14
公民	18
数学	20
理科	22
理数	24
保健体育	26
芸術	28
外国語	36
家庭	38
情報	42

農業	48
工業	50
商業	52
水産	54
看護	56
福祉	58
総合的な探究の時間	60

IV 特別活動における教育課程編成上の留意事項	64
-------------------------	----

I 教育課程編成・実施の一般方針

1 教育の目的・目標（教育基本法第1条，第2条）

「教育は，人格の完成を目指し，平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という教育の目的を実現するため，学問の自由を尊重しつつ，次に掲げる目標を達成するよう行う。

- (1) 幅広い知識と教養を身に付け，真理を求める態度を養い，豊かな情操と道徳心を培うとともに，健やかな身体を養うこと。
- (2) 個人の価値を尊重して，その能力を伸ばし，創造性を培い，自主及び自律の精神を養うとともに，職業及び生活との関連を重視し，勤労を重んずる態度を養うこと。
- (3) 正義と責任，男女の平等，自他の敬愛と協力を重んずるとともに，公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと。
- (4) 生命を尊び，自然を大切にし，環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

2 高等学校教育の目的・目標（学校教育法第50条，第51条）

「高等学校は，中学校における教育の基礎の上に，心身の発達及び進路に応じて，高度な普通教育及び専門教育を施す」という高等学校教育の目的を実現するため，次に掲げる目標を達成するよう行う。

- (1) 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて，豊かな人間性，創造性及び健やかな身体を養い，国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- (2) 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき，個性に応じて将来の進路を決定させ，一般的な教養を高め，専門的な知識，技術及び技能を習得させること。
- (3) 個性の確立に努めるとともに，社会について，広く深い理解と健全な批判力を養い，社会の発展に寄与する態度を養うこと。

3 教育課程編成の原則

各学校の教育課程の編成に当たっては，法令に定めるもののほか，高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「学習指導要領」という。）及びこの「手引」に示すところに従って，教育課程を編成するものとする。その際，特に次の事項に留意しなければならない。

(1) 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

各学校においては，教育基本法や学校教育法の規定に根ざした学校教育の目的そのものである「生徒の人間として調和のとれた育成」を目指して教育課程の編成を行う。

(2) 生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮すること

高等学校段階は、身体、生理面はもちろん、心身の全面にわたる発達が急激に進む時期である。教育課程の編成に当たっては、生徒の一般的な発達の段階に即しながら、個々の生徒についての能力・適性、興味・関心や性格、更には進路などの違いにも注目していくことが大切である。各学校においては、生徒の発達の過程を的確に捉えるとともに、個々の生徒の特性等に適切に対応し、その一層の伸長を図るよう適切な教育課程を編成する。

(3) 課程や学科の特色を十分考慮すること

必履修教科・科目の履修や、卒業に必要な74単位以上の修得を共通の基礎要件とし、これに加えてそれぞれの課程や学科の特色を生かした教育を行えるようにする。

(4) 学校や地域の実態を十分考慮すること

地域における産業、経済、文化等の特色や地域の人的・物的環境を生かすとともに、生徒や教職員の実態及び地域住民による協体制度などについて検討し、これらの実態を教育課程の編成に生かす。

4 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、生徒一人一人が社会の変化に主体的に向き合っており、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、確かな学力を身につけ、豊かな心や創造性を涵養し、健やかな体を養い、「生きる力」を育むことを目指すものとする。

5 育成を目指す資質・能力の明確化

生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たって、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にししながら、教育活動の充実を図るものとする。その際には生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意する。

6 就業やボランティアに関わる体験的な学習の充実

地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養を図るものとする。

7 カリキュラム・マネジメントの充実

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

8 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

変化の激しい社会の中で、「生きる力」を、生徒一人一人に育てていくためには、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力や、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用して現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、教育課程全体を見渡して育てていくことが重要となる。

各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

9 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うものとする。

特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。

10 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにするものとする。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにする。加えて、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫する。

1 1 道徳教育の充実

各学校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するものとする。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにする。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮する。

II 教育課程の編成及び実施

1 各教科・科目の標準単位数等

(1) 各学科に共通する各教科（以下「共通教科」という。）等

各学校においては、共通教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれらの単位数について、学習指導要領第1章第2款3(1)イの表に示す標準単位数を踏まえ適切に定めるものとする。

(2) 主として専門学科において開設される各教科（以下「専門教科」という。）

各学校においては、専門教科・科目及びその単位数について、令和2年香川県教育委員会告示第2号に示す以下の標準単位数の範囲内で適切に定めるものとする。

教科	科 目	標 準 単 位 数	教科	科 目	標 準 単 位 数
農業	農業と環境	2 ～ 6	工業	工業環境技術	2 ～ 6
	課題研究	2 ～ 6		機械工作	2 ～ 8
	総合実習	2 ～ 14		機械設計	2 ～ 8
	農業と情報	2 ～ 8		原動機	2 ～ 6
	作物	2 ～ 10		電子機械	2 ～ 8
	野菜	2 ～ 10		生産技術	2 ～ 8
	果樹	2 ～ 10		自動車工学	2 ～ 8
	草花	2 ～ 10		自動車整備	2 ～ 8
	畜産	2 ～ 14		船舶工学	2 ～ 18
	栽培と環境	2 ～ 8		電気回路	2 ～ 10
	飼育と環境	2 ～ 8		電気機器	2 ～ 6
	農業経営	2 ～ 8		電力技術	2 ～ 8
	農業機械	2 ～ 10		電子技術	2 ～ 8
	植物バイオテクノロジー	2 ～ 8		電子回路	2 ～ 8
	食品製造	2 ～ 10		電子計測制御	2 ～ 6
	食品化学	2 ～ 10		通信技術	2 ～ 6
	食品微生物	2 ～ 8		プログラミング技術	2 ～ 8
	食品流通	2 ～ 8		ハードウェア技術	2 ～ 10
	森林科学	2 ～ 8		ソフトウェア技術	2 ～ 8
	森林経営	2 ～ 8		コンピュータシステム技術	2 ～ 10
	林産物利用	2 ～ 8		建築構造	2 ～ 6
	農業土木設計	2 ～ 12		建築計画	2 ～ 8
	農業土木施工	2 ～ 12		建築構造設計	2 ～ 8
	水循環	2 ～ 10		建築施工	2 ～ 6
	造園計画	2 ～ 10		建築法規	2 ～ 4
	造園施工管理	2 ～ 10		設備計画	2 ～ 6
	造園植栽	2 ～ 8		空気調和設備	2 ～ 8
	測量	2 ～ 12		衛生・防災設備	2 ～ 8
	生物活用	2 ～ 6		測量	2 ～ 6
	地域資源活用	2 ～ 8		土木基盤工学	2 ～ 6
工業	工業技術基礎	2 ～ 4	土木構造設計	2 ～ 8	
	課題研究	2 ～ 6	土木施工	2 ～ 6	
	実習	4 ～ 20	社会基盤工学	2 ～ 4	
	製図	2 ～ 16	工業化学	4 ～ 16	
	工業情報数理	2 ～ 4	化学工学	2 ～ 8	
	工業材料技術	2 ～ 4	地球環境化学	2 ～ 6	
	工業技術英語	2 ～ 4	材料製造技術	2 ～ 6	
	工業管理技術	2 ～ 8	材料工学	2 ～ 6	

教科	科目	標準 単位数
工業	材料加工	2 ～ 6
	セラミック化学	2 ～ 6
	セラミック技術	2 ～ 6
	セラミック工業	2 ～ 6
	繊維製品	2 ～ 6
	繊維・染色技術	2 ～ 6
	染織デザイン	2 ～ 6
	インテリア計画	2 ～ 6
	インテリア装備	2 ～ 6
	インテリアエレメント生産	2 ～ 6
	デザイン実践	2 ～ 8
	デザイン材料	2 ～ 6
	デザイン史	2 ～ 4
商業	ビジネス基礎	2 ～ 4
	課題研究	2 ～ 4
	総合実践	2 ～ 4
	ビジネス・コミュニケーション	2 ～ 4
	マーケティング	2 ～ 4
	商品開発と流通	2 ～ 4
	観光ビジネス	2 ～ 4
	ビジネス・マネジメント	2 ～ 4
	グローバル経済	2 ～ 4
	ビジネス法規	2 ～ 4
	簿記	2 ～ 6
	財務会計Ⅰ	2 ～ 4
	財務会計Ⅱ	2 ～ 4
	原価計算	2 ～ 4
	管理会計	2 ～ 4
	情報処理	2 ～ 4
	ソフトウェア活用	2 ～ 4
プログラミング	2 ～ 4	
ネットワーク活用	2 ～ 4	
ネットワーク管理	2 ～ 4	
水産	水産海洋基礎	2 ～ 6
	課題研究	2 ～ 6
	総合実習	2 ～ 15
	海洋情報技術	2 ～ 6
	水産海洋科学	2 ～ 4
	漁業	2 ～ 8
	航海・計器	2 ～ 10
	船舶運用	2 ～ 10
	船用機関	2 ～ 12
	機械設計工作	2 ～ 6
	電気理論	2 ～ 10
	移動体通信工学	2 ～ 8
	海洋通信技術	2 ～ 10
	資源増殖	2 ～ 10
	海洋生物	2 ～ 8
	海洋環境	2 ～ 8
	小型船舶	2 ～ 4
	食品製造	2 ～ 14
	食品管理	2 ～ 12
	水産流通	2 ～ 8
ダイビング	2 ～ 4	
マリンスポーツ	2 ～ 4	

教科	科目	標準 単位数
家庭	生活産業基礎	2 ～ 4
	課題研究	2 ～ 8
	生活産業情報	2 ～ 8
	消費生活	1 ～ 6
	保育基礎	2 ～ 8
	保育実践	2 ～ 8
	生活と福祉	2 ～ 8
	住生活デザイン	2 ～ 6
	服飾文化	2 ～ 8
	ファッション造形基礎	2 ～ 10
	ファッション造形	2 ～ 10
	ファッションデザイン	2 ～ 14
	服飾手芸	2 ～ 8
	フードデザイン	2 ～ 12
	食文化	1 ～ 6
	調理	2 ～ 20
	栄養	2 ～ 6
	食品	2 ～ 6
	食品衛生	2 ～ 8
公衆衛生	2 ～ 6	
総合調理実習	3 ～ 6	
看護	基礎看護	2 ～ 12
	人体の構造と機能	2 ～ 7
	疾病の成り立ちと回復の促進	2 ～ 8
	健康支援と社会保障制度	2 ～ 7
	成人看護	2 ～ 6
	老年看護	1 ～ 4
	小児看護	1 ～ 4
	母性看護	1 ～ 4
	精神看護	1 ～ 4
	在宅看護	1 ～ 6
	看護の統合と実践	1 ～ 4
看護臨地実習	3 ～ 28	
看護情報	2 ～ 4	
情報	情報産業と社会	2 ～ 4
	課題研究	2 ～ 4
	情報の表現と管理	2 ～ 4
	情報テクノロジー	2 ～ 4
	情報セキュリティ	2 ～ 6
	情報システムのプログラミング	2 ～ 6
	ネットワークシステム	2 ～ 4
	データベース	2 ～ 6
	情報デザイン	2 ～ 6
	コンテンツの制作と発信	2 ～ 6
メディアとサービス	2 ～ 4	
情報実習	4 ～ 8	
福祉	社会福祉基礎	2 ～ 6
	介護福祉基礎	2 ～ 6
	コミュニケーション技術	2 ～ 4
	生活支援技術	2 ～ 12
	介護過程	2 ～ 6
	介護総合演習	2 ～ 6
	介護実習	4 ～ 16
	こころとからだの理解	2 ～ 12
福祉情報	2 ～ 4	

教科	科目	標準 単位数
理数	理数数学Ⅰ	4 ～ 7
	理数数学Ⅱ	8 ～ 14
	理数数学特論	1 ～ 5
	理数物理	3 ～ 8
	理数化学	3 ～ 8
	理数生物	3 ～ 8
	理数地学	3 ～ 8
体育	スポーツ概論	3 ～ 6
	スポーツⅠ	2 ～ 12
	スポーツⅡ	2 ～ 12
	スポーツⅢ	2 ～ 12
	スポーツⅣ	2 ～ 12
	スポーツⅤ	3 ～ 6
	スポーツⅥ	3 ～ 6
	スポーツ総合演習	3 ～ 6
音楽	音楽理論	2 ～ 9
	音楽史	2 ～ 6
	演奏研究	2 ～ 6
	ソルフェージュ	2 ～ 15
	声楽	2 ～ 12
	器楽	2 ～ 12
	作曲	2 ～ 12
	鑑賞研究	2 ～ 6

教科	科目	標準 単位数
美術	美術概論	2 ～ 4
	美術史	2 ～ 4
	鑑賞研究	1 ～ 4
	素描	2 ～ 12
	構成	2 ～ 6
	絵画	2 ～ 12
	版画	2 ～ 10
	彫刻	2 ～ 10
	ビジュアルデザイン	2 ～ 12
	クラフトデザイン	2 ～ 10
	情報メディアデザイン	2 ～ 6
	映像表現	2 ～ 10
環境造形	2 ～ 8	
英語	総合英語Ⅰ	2 ～ 6
	総合英語Ⅱ	3 ～ 7
	総合英語Ⅲ	3 ～ 7
	ディベート・ディスカッションⅠ	2 ～ 4
	ディベート・ディスカッションⅡ	2 ～ 4
	エッセイライティングⅠ	2 ～ 4
エッセイライティングⅡ	2 ～ 4	

(3) 学校設定科目

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、共通教科及び専門教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

【設定の際の留意点】

- ① その科目の属する教科の目標に基づき、設定すること。
- ② 関係する各科目の内容との整合性を図ること。
- ③ 学習指導要領第1章第2款の3(1)イ及び上記(2)に掲げる各教科・科目では対応できない内容を扱うものであること。
- ④ 教材の選定及び作成に当たっては、①、②及び③に沿ったものであるか、高校生の発達の段階からみて適切な内容であるか、高度なものになりすぎていないか、中立的なものであるか、などの観点から検討すること。

(4) 学校設定教科

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、共通教科及び専門教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

2 授業時数

(1) 週当たりの授業時数

全日制の課程における週当たりの授業時数は、30 単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。

(2) 1単位時間

各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

その際、単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することが標準とされていることに留意し、授業時数を確保すること。

3 各教科・科目の履修等

- (1) 卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数は、学校及び生徒の実態等を考慮して、各学校において適切に定めるものとする。この場合、各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の計は、74単位以上とする。
- (2) 必履修科目の単位数については、原則として標準単位数を下らないこと。
- (3) 選択科目の単位数については、生徒の実態、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ、各学校において適切に定めること。
- (4) 学習指導要領に示されている場合を除き、履修学年の指定はしない。
- (5) 同一の科目を二つの学年以上にわたって分割して履修させる場合は、原則として連続する学年において履修させるものとする。
- (6) 専門学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができる。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる。
- (7) 専門学科においては、専門教科・科目の履修によって、各学科に共通する必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (8) 総合学科においては、学校設定教科「総合」に関する科目「産業社会と人間」（標準単位数2～4）を全ての生徒に原則として入学年次に履修させるものとする。
- (9) 総合学科においては、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにするものとする。

4 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- (1) 学習指導要領に示されている内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修する全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したもの

- であり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、学習指導要領に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないようにするものとする。
- (2) 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにする。
 - ① 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。
 - ② 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。
 - ③ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。
 - (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図るものとする。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行う。
 - (4) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。障害のある生徒に対して、通級による指導を行う場合には、特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努める。
 - (5) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。また、日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。
 - (6) 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
 - (7) 情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るものとする。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る。
 - (8) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実するものとする。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実する。

5 単位の修得及び卒業の認定

- (1) 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定
 - ① 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
 - ② 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間を履修し、その成果が各学校において定める総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
 - ③ 学校においては、生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。
 - ④ 学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目及び総合的な探究の時間の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することもでき、この場合の単位の修得の認定は、年度終了時に行うことも、学期の区分ごとに行うこともできる。
- (2) 卒業までに修得させる各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数は、学校及び生徒の実態等を考慮して、各学校において適切に定めるものとする。この場合、単位数の計は 74 単位以上とする。
- (3) 校長は、卒業に必要な単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。
- (4) 普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、20 単位までを卒業までに修得させる単位数に含めることができる。
- (5) 学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。
- (6) 学校外における学修等の成果の単位認定を行うに当たっては、学校教育法施行規則等の規定のほか、県教育委員会が定める「学校外における学修の成果の単位認定実施要綱」及び「技能審査の成果の単位認定実施要綱」に基づくものとする。
- (7) 外国の高等学校（正規の後期中等教育機関）へ留学した場合に、36 単位を限度として我が国の高等学校の単位として認めることができる。単位認定に当たっては、外国における学習の状況を把握し、外国における学習を当該高等学校の特定の教科・科目の履修とみなして単位認定することも、まとめて「留学」として単位認定を行うことも可能である。海外における学習が、国内のどのような教科・科目の履修に相当すると見なすかについては、各学校において適切かつ柔軟に判断する。また、学年をまたがって留学した生徒については、留学が終了した時点において、学年の途中においても進級又は卒業を認めることができる。
- (8) 生徒が通級による指導を 2 以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1 単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2 以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

6 定時制及び通信制の課程における教育課程

(1) 定時制の課程における週当たりの授業時数等

定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。

(2) 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とする。なお、定時制の課程においては、その一部を減ずることができるとされているが、これは、生徒の勤務の実態や交通事情などの特別の事情がある場合に限られた特例である。また、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができるとされているが、これも、夜間の授業設定時間に行えないなどの特別な事情がある場合に限られた特例である。

(3) 定時制及び通信制の課程における単位認定

定時制及び通信制の課程において、修業年限や卒業までに修得させる単位数等、卒業認定の要件は各学校で定めるが、その際、実務代替及び学校外における学修等（学校間連携、高等学校卒業程度認定試験合格科目に係る学修、技能連携、定通併修等）による単位認定を卒業に必要な単位数に含めることも可能である。

(4) 通信制の課程における出校日数

卒業までに出席させる日数については、生徒の実態を考慮し、適切に定めるものとする。

(5) 通信制の課程における添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

各教科・科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、学習指導要領第1章総則第2款5(1)～(3)を標準とする。ただし、添削指導、面接指導は通信教育の中心であり、また、全日制や定時制の課程とは異なり、教師が直接指導する機会も少ないことから、それぞれの回数、単位時間数は十分確保する必要がある。

(6) 通信制の課程における面接指導の1回あたりの時間

面接指導の1回あたりの時間は、各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態並びに各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質を考慮して適切に定めるものとする。

(7) 通信制の課程におけるメディアの利用

学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、当該生徒について、学習指導要領の定めるところに従い、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、一部を免除することができる。

なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように十分配慮しなければならない。

(8) 通信制の課程における特別活動の指導時間数

特別活動の指導時間数はホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上とする。

なお、特別活動で取り組むべき内容の活動の全てを行うことが難しい特別の事情がある場合には、その内容の一部を行わないものとするができる。

Ⅲ 各教科等における教育課程編成上の留意事項

国 語

1 改訂の要点

(1) 目 標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を伸ばす。
- (3) 言葉のもつ価値への認識を深めるとともに、言語感覚を磨き、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、生涯にわたり国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

教科の目標では、まず、国語科において育成を目指す資質・能力を「国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力」とし、国語科が国語で理解し表現する言語能力を育成する教科であることを示している。

「言葉による見方・考え方を働かせ」とは、生徒が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる。

また、言語能力を育成する中心的な役割を担う国語科においては、言語活動を通して資質・能力を育成するため、「言語活動を通して」と、その重要性を明示している。

この目標は高等学校国語の全体の目標であり、これが各科目の目標に個別化され、それぞれの科目の指導を行うこととなる。

(2) 科目設定の趣旨及びその内容について

科目構成は、「現代の国語」、「言語文化」、「論理国語」、「文学国語」、「国語表現」及び「古典探究」の 6 科目である。このうち、総合的な言語能力を育成する「現代の国語」及び「言語文化」が共通必修科目とされ、他の 4 科目は、「現代の国語」及び「言語文化」で育成された資質・能力を基盤として、関連する内容を発展させた選択科目である。科目の編成に当たっては、これまでの関連する科目を踏まえつつも、全ての科目を新設している。

(3) 各科目の内容及び内容の取扱い等について

全科目において、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕で構成している。さらに、〔知識及び技能〕には、「(1)言葉の特徴や使い方に関する事項」、「(2)情報の扱い方に関する事項」、「(3)我が国の言語文化に関する事項」の 3 事項を、〔思考力、判断力、表現力等〕には、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の 3 領域をそれぞれ示し、科目の性格や特色に応じて、構成している。また、〔思考力、判断力、表現力等〕の 3 領域の内容には、全科目において、(1)として指導事項、(2)として言語活動例を示している。

科目の内容の改訂の要点は次のとおりである。

「現代の国語」(標準単位数 2 ※ 2 単位を下らない)

実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成する共通必修科目である。「話すこと・聞くこと」に関する指導に 20～30 単位時間程度、「書くこと」に関する指導に 30～40 単位時間程度、「読むこと」に関する指導に 10～20 単位時間程度を配当するものとしている。

「言語文化」(標準単位数 2 ※ 2 単位を下らない)

上代から近現代に受け継がれてきた我が国の言語文化への理解を深める共通必修科目である。「書くこと」に関する指導に 5～10 単位時間程度、「読むこと」の古典に関する指導に 40～45 単位時間程度、近代以降の文章に関する指導に 20 単位時間程度を配当するものとしている。古典における古文と漢文との授業時数の割合に関しても、一方に偏らないようにすることとしている。

「論理国語」(標準単位数 4)

実社会において必要となる、論理的に書いたり批判的に読んだりする力の育成を重視した選択科目である。主として〔思考力、判断力、表現力等〕の創造的・論理的思考の側面の力を育成する。「書くこと」に関する指導に 50～60 単位時間程度、「読むこと」に関する指導に 80～90 単位時間程度を配当するものとしている。

「文学国語」(標準単位数 4)

深く共感したり豊かに想像したりして、書いたり読んだりする力の育成を重視した選択科目である。主として〔思考力、判断力、表現力等〕の感性・情緒の側面の力を育成する。「書くこと」に関する指導に 30～40 単位時間程度、「読むこと」に関する指導に 100～110 単位時間程度を配当するものとしている。

「国語表現」(標準単位数 4)

実社会において必要となる、他者との多様な関わりの中で伝え合う力の育成を重視した選択科目である。主として〔思考力、判断力、表現力等〕の他者とのコミュニケーションの側面の力を育成する。「話すこと・聞くこと」に関する指導に 40～50 単位時間程度、「書くこと」に関する指導に 90～100 単位時間程度を配当するものとしている。

「古典探究」(標準単位数 4)

ジャンルとしての古典を学習対象とし、古典を主体的に読み深めることを通して伝統と文化の基盤としての古典の重要性を理解し、自分と自分を取り巻く社会にとっての古典の意義や価値について探究する力の育成を重視した選択科目である。「読むこと」の指導においては、古文及び漢文の両方を取り上げるものとし、一方に偏らないようにすることを示している。

2 履修の在り方

各科目の履修に当たっては、原則として、共通必修科目である「現代の国語」及び「言語文化」を履修した後に選択科目「論理国語」、「文学国語」、「国語表現」及び「古典探究」を履修させることとしている。「現代の国語」及び「言語文化」については、履修する学年は特に示していないが、2 科目で教科の目標を全面的に受け、中学校との接続を重視し、内容も〔知識及び技能〕、〔思考力、判断力、表現力等〕の各事項を中学校から発展させているなど、高等学校における国語の基礎・基本を身に付けさせることをねらいとしていることなどに留意して、履修学年を設定する必要がある。選択科目相互の履修順序は示していない。

地理歴史

1 改訂の要点

(1) 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 地理や歴史に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて構想したりする力や、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 地理や歴史に関わる諸事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

今回の改訂では、単元など内容や時間のまとまりを見通した「問い」を設定し、「社会的な見方・考え方」を働かせることで、社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連等を考察したり、社会に見られる課題を把握してその解決に向けて構想したりする学習活動を一層充実させることが重視されている。

地理領域科目における「社会的な事象の地理的な見方・考え方」は、社会的事象を位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けて働かせるもの、歴史領域科目における「社会的な事象の歴史的な見方・考え方」は、社会的事象を時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりして働かせるものと整理された。

(2) 科目設定の趣旨及びその内容について

今回の改訂で、全て新設の5科目で編成されることになった。社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育むという観点から、空間軸と時間軸をそれぞれ学習の基軸とする「地理総合」と「歴史総合」が、いずれも必修科目として位置付けられるとともに、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として育むという観点から、「地理探究」、「日本史探究」及び「世界史探究」が、生徒自身の興味・関心を踏まえて発展的に学ぶ選択科目として設置された。

(3) 各科目の内容及び内容の取扱い等について

「地理総合」(標準単位数 2)

持続可能な社会づくりを目指し、環境条件と人間の営みとの関わりに着目して現代の地理的な諸課題を考察する科目として新設された。「A 地図や地理情報システムで捉える現代社会」は、この科目の導入として、地域構成を概観するとともに、地図や地理情報システム(GIS)を活用し、汎用的な地理的技能を習得することをねらいとする。Aの学習成果を踏まえ、「B 国際理解と国際協力」では、特色ある生活文化と地理的環境との関わ

りや地球的課題の解決策を考察することで、その重要性を認識することをねらいとしている。「C 持続可能な地域づくりと私たち」は、この科目のまとめとして位置付けられ、身近な生活圏の地理的課題の解決策を考察、構想する学習を通して、地域調査の方法を身に付け、実社会に出ても継続的に持続可能な社会の在り方を考えられる資質・能力を育成する。

「地理探究」(標準単位数 3)

系統地理的な考察と地誌的な考察によって習得した知識や概念を活用して、現代世界に求められるこれからの日本の国土像を探究する科目として新設された。この科目の中核のねらいは、「C 現代世界におけるこれからの日本の国土像」において、我が国が抱える地理的な諸課題を生徒自ら見出し、その解決の方向性や将来の国土の在り方を多面的・多角的に探究することである。諸事象の空間的な規則性や傾向性などを考察する「A 現代世界の系統地理的考察」や個別の事象が重層的に組み合わさった諸地域の地域性と諸課題を考察する「B 現代世界の地誌的考察」は、Cの学習の前提として位置付けられている。

「歴史総合」(標準単位数 2)

近現代の歴史の変化に関わる諸事象について、世界とそこにおける日本を広く相互的な視野から捉え、資料を活用しながら歴史の学び方を習得し、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察、構想する科目として新設された。大項目は、導入の「A 歴史の扉」と、近現代の歴史の大きな変化に着目した「B 近代化と私たち」、「C 国際秩序の変化や大衆化と私たち」、「D グローバル化と私たち」で構成されている。大項目B～Dでは、中項目(1)で生徒が問いを表現して課題意識を形成し、(2)と(3)で問いを踏まえた主題を設定し、資料を活用して課題を考察することによって近現代の歴史の理解を深め、(4)で現代的な諸課題に関わる主題を設定し、考察、構想するという一連の学習を展開する。Dの「(4)現代的な諸課題の形成と展望」では、この科目のまとめとして、持続可能な社会の実現を視野に入れ、生徒が自ら主題を設定して考察、構想する学習を通し、将来直面することが予想される課題に対応できる資質・能力を育成する。

「日本史探究」(標準単位数 3)

我が国の歴史の展開に関わる諸事象について、地理的条件や世界の歴史と関連付けて総合的に理解するとともに、事象の意味や意義、伝統と文化の特色などを考察し、よりよい社会の実現を視野に、歴史的経緯を踏まえて、現代の日本の課題を探究する新科目である。原始・古代、中世、近世、近現代を扱う大項目A～Dで構成され、中項目(1)と(2)で時代の転換を扱い、生徒が時代を通観する問いと仮説を表現し、(3)で歴史の展開について考察し、諸事象の解釈や画期を表現する学習を行う。Dの「(4)現代の日本の課題の探究」では、生徒が主題を設定し、地域社会と関連させて探究する。学習の全般にわたって、資料を活用し、「歴史の解釈、説明、論述」を繰り返すことで、思考力、判断力、表現力等を育成することが重視されている。

「世界史探究」(標準単位数3)

世界の歴史の大きな枠組みと展開に関わる諸事象について、地理的条件や日本の歴史と関連付けながら総合的に捉えて理解するとともに、事象の意味や意義、特色などを考察し、よりよい社会の実現を視野に、歴史的経緯を踏まえて、地球世界の課題を探究する新科目である。大項目は、導入の「A 世界史へのまなざし」と、「B 諸地域世界の歴史的特質の形成」、「C 諸地域の交流・再編」、「D 諸地域の結合・変容」、「E 地球世界の課題」のテーマで構成され、一連の学習を通して、地球世界につながる諸地域の多様性や複合性について段階的に考察を深める学習を充実させた。この科目のまとめとして、Eの「(4)地球世界の課題の探究」では、生徒が自ら主題を設定し、探究する学習を位置付けている。

2 履修の在り方

地理歴史科の基礎科目として設置された「地理総合」と「歴史総合」はいずれも、全ての生徒に履修させる必修科目である。選択科目の「地理探究」は「地理総合」を履修した後に、同じく選択科目の「日本史探究」、「世界史探究」は「歴史総合」を履修した後に履修できる。

なお、「地理総合」と同一学年に「地理探究」を設置する場合は、必ず「地理総合」を履修した後に「地理探究」を履修する必要がある。同様に「歴史総合」と同一学年に「日本史探究」、「世界史探究」を設置する場合は、必ず「歴史総合」を履修した後に「日本史探究」、「世界史探究」を履修する必要があることに十分留意しなければならない。

公 民

1 改訂の要点

(1) 目 標

社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 選択・判断の手掛かりとなる概念や理論及び倫理，政治，経済などに関わる現代の諸課題について理解するとともに，諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 現代の諸課題について，事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり，解決に向けて公正に判断したりする力や，合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。
- (3) よりよい社会の実現を視野に，現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに，多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される，人間としての在り方生き方についての自覚や，国民主権を担う公民として，自国を愛し，その平和と繁栄を図ることや，各国が相互に主権を尊重し，各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

教科目標については，従前の目標の趣旨を継承している。なお，公民科における「社会的な見方・考え方」は，「公共」における「人間と社会の在り方についての見方・考え方」，「倫理」における「人間としての在り方生き方についての見方・考え方」，「政治・経済」における「社会の在り方についての見方・考え方」を総称しての呼称である。

(2) 科目設定の趣旨及びその内容について

科目構成を見直し，家庭科，情報科や総合的な探究の時間等と連携して，現代社会の諸課題を捉え考察し，自立した主体として持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む共通必修履修科目として「公共」が新設された。従前の選択必修履修科目の「現代社会」は廃止され，「倫理」及び「政治・経済」は内容や構成が見直され，「公共」を履修したことを前提に学習する新たな選択履修科目として設置された。

(3) 各科目の内容及び内容の取扱い等について

「公共」（標準単位数 2）

我が国が厳しい挑戦の時代を迎える中で，これからの社会を創り出していく子供たちが，自らの人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を効果的に育むための中核を担う科目として新設された。内容は，大項目「A 公共の扉」，「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」，「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」に分かれており，指導においては，A，B，Cの順に扱い，既習の学習の成果を生かすこととされている。

大項目Aは，「(1) 公共的な空間を作る私たち」「(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」「(3) 公共的な空間における基本的原理」の3つの項目で構成されており，この科目の導入として，(1)，(2)，(3)の順序で扱い，大項目B・Cの学習の基盤を養うよう指導する。

大項目Bは，他者と協働して主題を追究したり解決したりする学習活動を通して，必要な知

識及び技能、思考力、判断力、表現力等を身に付けることを主なねらいとしており、アの(ア)から(ウ)で具体的な事項を示している。なお、アの(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項は学習の順序を示すものではなく、イの(ア)において設定する主題については、生徒の理解のしやすさに応じ、学習意欲を喚起することができるよう創意工夫した適切な順序で指導する。

大項目Cは、現代の諸課題を探究する活動を通して、その課題の解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、自分の考えを説明、論述できるようにすることを主なねらいとしている。その際、この科目のまとめとして位置付け、Aで身に付けた考え方や基本的原理などを活用し、A及びBで扱った課題などへの関心を一層高めるよう指導することが必要である。

「倫理」(標準単位数 2)

大項目「A 現代に生きる自己の課題と人間としての在り方生き方」、 「B 現代の諸課題と倫理」で構成されており、A、Bの順に取り扱い、既習の「公共」等の学習の成果を生かして指導する。なお、従前の「青年期」「現代に生きる人間の倫理」などは「公共」に移行された。

大項目Aは、「(1)人間としての在り方生き方の自覚」「(2)国際社会に生きる日本人としての自覚」から構成され、必履修科目「公共」で身に付けた考え方を活用し、哲学に関わる対話的な手法などを取り入れた活動を通して、生徒自らがより深く思索するための多様な視点(概念や理論など)を理解できるように学習し、Bの学習の基盤を養うよう指導する。

大項目Bは、「(1)自然や科学技術に関わる諸課題と倫理」「(2)社会と文化に関わる諸課題と倫理」から構成されており、科目のまとめとして位置づけられていることを踏まえ、「公共」及びAで身に付けた先哲の思想などを基に、人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、現実社会の倫理的諸課題について探究することができるよう指導する。

「政治・経済」(標準単位数 2)

従前は「現代の政治」の中で国内政治と国際政治を、「現代の経済」の中で国内経済と国際経済を扱っていたが、今回の改訂では大項目「A 現代の日本における政治・経済の諸問題」、 「B グローバル化する国際社会の諸問題」という形に整理された。

大項目Aは、「(1)現代日本の政治・経済」「(2)現代日本における政治・経済の諸課題の探究」、大項目Bは、「(1)現代の国際政治・経済」「(2)グローバル化する国際社会の諸課題の探究」で構成されている。それぞれの大項目では、中項目(1)で、概念や理論などを習得させるとともに、習得した概念や理論などを活用しながら、他者と協働して諸課題の解決に向けて多面的・多角的に考察、構想し、その過程や結果を適切に表現できるように指導し、中項目(2)では、学習の成果を生かして諸課題を探究する活動を通して、よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明、論述できるように指導する。なお、中項目(2)において探究する課題は、生徒や学校、地域の実態などに応じて選択する。

2 履修の在り方

「公共」が必履修科目であり、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに全ての生徒に履修させ、その履修の後に選択科目である「倫理」及び「政治・経済」が履修できる。

なお、「公共」と同一学年に「倫理」、「政治・経済」を設置する場合は、必ず「公共」を履修した後に「倫理」、「政治・経済」を履修する必要があることに十分留意しなければならない。

数 学

1 改訂の要点

(1) 目 標

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解するとともに、事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。
- (2) 数学を活用して事象を論理的に考察する力、事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。
- (3) 数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとする態度、粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断しようとする態度、問題解決の過程を振り返って考察を深めたり、評価・改善したりしようとする態度や創造性の基礎を養う。

「数学的な見方・考え方」とは、「事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的、体系的に考えること」である。「数学的な見方・考え方」を働かせながら、知識及び技能を習得したり、習得した知識及び技能を活用して探究したりすることにより、知識は生きて働くものとなり、技能の習熟・熟達につながるとともに、より広い領域や複雑な事象の問題を解決するための思考力、判断力、表現力等や、自らの学びを振り返って次の学びに向かおうとする力が育成される。このような資質・能力を育成していくために、事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、解決過程を振り返って概念を形成したり体系化したりする過程といった数学的に問題発見・解決する過程を学習過程に反映することが重視されている。

また、高等学校における数学教育の意義が考慮され、小学校算数科及び中学校数学科の目標との一貫性が図られている。

(2) 新しい科目設定の趣旨及びその内容について

「数学C」(標準単位数 2)

「数学C」を新設し、従前の「数学Ⅲ」の「平面上の曲線と複素数平面」、**「数学B」**の「ベクトル」、**「数学活用」**の「数学的な表現の工夫」を移行した。「**数学I**」より進んだ内容を含み、数学的な素養を広げるとともに、数学的な表現の工夫などを通して数学的に考える資質・能力を養うことが求められている。

(3) 各科目の内容及び内容の取扱い等について

「**数学I**」(標準単位数 3)

数学科の共通必修科目であり、中学校との接続に配慮するとともに、この科目だけで高等学校数学の履修を終える生徒及び引き続き数学を履修する生徒の双方に配慮した内容で構成し、すべての生徒の数学的に考える資質・能力の基礎を培うことをねらいとしている。引き続き〔課題学習〕が内容に位置付けられ、指導時期や場面を工夫し、数学的活動を一層充実させていくことが求められている。

「**数学II**」(標準単位数 4)

高等学校数学の根幹をなす内容で構成し、より多くの生徒の数学的に考える資質・能力を養うことをねらいとしている。「**数学I**」の内容を発展、拡充させることができるようにするとともに、「**数学Ⅲ**」への学習の系統性に配慮することが重要である。また、新規に〔課題学習〕が内容に位置付けられ、指導時期や場面を工夫し、数学的活動を一層充実させて

いくことが求められている。

「数学Ⅲ」(標準単位数 3)

数学に強い興味や関心をもって更に深く数学を学習しようとする生徒や、将来数学が必要な専門分野に進もうとする生徒が数学的に考える資質・能力を伸ばすことをねらいとしている。標準単位数を5単位から3単位に減じるとともに、内容の一部を「数学C」に移行した。また、新規に〔課題学習〕が内容に位置付けられ、指導時期や場面を工夫し、数学的活動を一層充実させていくことが求められている。

「数学A」(標準単位数 2)

「数学I」の内容を補完するとともに、数学のよさを認識し、数学的に考える資質・能力を培うことが求められている。

「数学B」(標準単位数 2)

「数学I」より進んだ内容を含み、数学的な素養を広げるとともに、数学の知識や技能などを活用して問題解決や意志決定をすることなどを通して数学的に考える資質・能力を養うことが求められている。

2 履修の在り方

(1) 科目の履修

- ① 共通必修履修科目は「数学I」である。
- ② 「数学I」、「数学II」、「数学III」は、その内容のすべてを履修させる科目であり、「数学A」、「数学B」及び「数学C」は、生徒の特性や学校の実態、単位数等に応じてその内容を選択して履修させる科目である。

(2) 履修の順序

- ① 「数学I」、「数学II」、「数学III」は、原則として、この順に履修させるものとする。
- ② 「数学A」は、原則として、「数学I」と並行あるいは「数学I」履修後に履修させるものとし、「数学B」、「数学C」は、原則として、「数学I」履修後に履修させるものとする。

理 科

1 改訂の要点

(1) 目 標

自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。
- (3) 自然の事物・現象に主体的に関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。

この目標は、高等学校理科においてどのような資質・能力の育成を目指しているのかを簡潔に示したものであり、どのような学習の過程を通してねらいを達成するかを示している。

理科は、自然の事物・現象を学習の対象とするため、「自然の事物・現象に関わり」は、生徒が主体的に問題を見いだすために不可欠であり、学習意欲を喚起する点からも大切である。

「理科の見方・考え方」は学びの本質的な意義の中核をなすものであり、知識・技能を習得したり、思考、判断、表現したりしていくと同時に、自然の事物・現象を、科学的な視点で捉え、科学的に探究する方法を用いて考えることを示している。

「見通しをもって観察、実験を行うこと」とは、予想したり仮説を立てたりしてそれを検証するための観察、実験を行わせることを意味している。さらに、広く理科の学習全般においても、生徒が見通しをもって学習を進め、何が獲得され、何が分かるようになったかをはっきりさせ、一連の学習を自分のものとするようにすることが重要である。

目標(3)の「学びに向かう力、人間性等」を育成するに当たっては、生徒の学習意欲を喚起し、生徒が自然の事物・現象に進んで関わり、主体的に探究しようとする態度を育てることが重要である。

(2) 各科目の内容及び内容の取扱い等について

「科学と人間生活」(標準単位数 2)

従前の内容から大きな変化はないが、(2)ア(ウ)の㉞が「ヒトの生命現象」に変更された。内容の取扱いは、従前通り、「内容の(2)のアの(ア)から(エ)までについては、生徒の実態等を考慮し、それぞれ㉞又は㉟のいずれかを選択して扱うこと」となっている。また、「イ…探究の過程を踏まえた学習活動を行うようにすること…」が新設され、「科学と人間生活」においても探究の過程の重視が明記された。

「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」(標準単位数 各2)

従前の内容から大きな変化はないが、化学基礎では「化学が拓く世界」を新設、生物基礎では「情報の伝達」が新設、生物から「生態系と生物の多様性」が移行、地学基礎では(1)と(2)の内容の組み替え及び、宇宙に関する項目の削減などの変更がある。また、生物基礎では「…200語程度から250語程度まで…」と用語の語数が示された。

それぞれの科目について、内容の取扱いに「…この探究の過程を踏まえた学習活動を行う…」という記述が入り、内容の末尾表現が「…を見いだして理解すること」、「…と…を関連付けて理解すること」などとなり、科目全体で探究の過程の重視がより強調された。

「見いだして」や「観察・実験などを行い」という表現により、探究的な学習や観察・実

験を行う単元を示すとともに、学習指導要領解説において、その例を示している。

「物理」、「化学」、「生物」、「地学」（標準単位数 各 4）

従前の科目の内容から大きな変化はないが、化学では「化学が築く未来」を新設、生物では「生物の進化」を導入としての位置付けに変更、地学では目標に「自然環境の保全」が入り、内容の取扱いの各所に自然災害についての記述が入るなどの変更がある。また、生物では「…500 語程度から 600 語程度まで…」と用語の語数が示された。

それぞれの科目について、内容の取扱いに「…この科目の学習を通して、探究の全ての学習過程を経験…」という記述が入り、それぞれの内容に「…実験などを行い、…見いだして理解する…」、「…資料に基づいて、…見いだして理解する…」などの表現で探究的な学習を行う箇所を示し、学習指導要領解説において、その例を示している。

2 履修の在り方

(1) 必履修科目

必履修科目は、「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから 2 科目（うち 1 科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから 3 科目となっている。

(2) 科目の履修年次と履修順序

各科目の履修年次の指定はない。

各科目の履修順序について、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の各科目は、原則として、それぞれに対応する「基礎を付した科目」を履修した後に履修させるものとする。

「科学と人間生活」は、特に履修の順序の指定はないが、「科学と人間生活」を履修させ、生徒の興味や関心を高めた後、「基礎を付した科目」を選択させたり、「基礎を付した科目」との関連を図りながら並行して履修させたりすることが考えられる。

理 数（共通教科）

1 改訂の要点

(1) 目 標

様々な事象に関わり、数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究の過程を通して、課題を解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象とする事象について探究するために必要な知識及び技能を身に付けるようにする。
- (2) 多角的、複合的に事象を捉え、数学や理科などに関する課題を設定して探究し、課題を解決する力を養うとともに創造的な力を高める。
- (3) 様々な事象や課題に向き合い、粘り強く考え行動し、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとする態度、探究の過程を振り返って評価・改善しようとする態度及び倫理的な態度を養う。

「数学的な見方・考え方」とは、事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的、体系的に考えることである。また、「理科の見方・考え方」とは、自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えることである。

(2) 科目設定の趣旨及びその内容について

将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として新設された。新設する科目は「基礎を学ぶ段階」と「探究を進める段階」の2段階で構成されている。

「理数探究基礎」（標準単位数 1）

探究の過程全体を自ら遂行するための進め方等に関する基本的な知識及び技能を身に付け、新たな価値の創造に向けて挑戦する意義の理解、主体的に探究に取り組む態度を育成する科目である。

「理数探究」（標準単位数 2～5）

「理数探究基礎」などで身に付けた資質・能力を活用し、個人またはグループで設定した課題について主体的に探究することを通じて、これらの資質・能力を高めていく科目である。

2 履修の在り方

- (1) 「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (2) 「理数探究基礎」を履修した上で「理数探究」を履修することが望ましい。「理数探究基礎」で育成を目指す資質・能力を「総合的な探究の時間」などで養うことができると判断される場合には「理数探究基礎」を履修せずに「理数探究」を履修することも考えられる。
- (3) 理数に関する学科においては、原則として「理数探究」を全ての生徒に履修させるものとする。

3 留意事項

- (1) 探究した結果や探究の成果などを発表させる機会を設けること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、数学又は理科の教師が指導を行うこと。その際、探究の質を高める観点から、数学及び理科の教師を中心に、複数の教師が協働して指導に当たるなど指導体制を整えることにも配慮すること。
- (3) 探究の過程における観察、実験などの内容やその中で生じた疑問、それに関する自らの思考の過程などを記録させること。
- (4) 研究倫理などに十分配慮すること。
- (5) 探究の成果を上げることも大切であるが、それ以上に探究の過程を通して、主体的に探究の過程全体をやり遂げるための資質・能力の育成を重視すること。

理 数（専門教科）

1 改訂の要点

(1) 目 標

様々な事象に関わり、数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方などを働かせ、数学的活動や観察、実験などを通して、探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数学及び理科における基本的な概念、原理・法則などについての系統的な理解を深め、探究するために必要な知識や技能を身に付けるようにする。
- (2) 多角的、複合的に事象を捉え、数学的、科学的に考察し表現する力などを養うとともに創造的な力を高める。
- (3) 数学や理科などに関する事象や課題に向き合い、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとする態度を養う。

(2) 各科目の内容及び内容の取扱い等について

数学的分野については、「理数数学Ⅰ」、「理数数学Ⅱ」及び「理数数学特論」の3科目で、これらの各科目の内容は、数学に示されている対応する各科目の内容を発展的、系統的にまとめたものである。

理数的分野については、「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」及び「理数地学」の4科目でとなっている。これらの各科目の内容は、理科に示されている対応する各科目の内容を発展的、系統的にまとめたものである。

なお、今回、新設された各学科に共通する教科「理数」に属する科目である「理数探究」を、理数に関する学科の全ての生徒が原則として履修する科目とし、従前の理数科に属する科目である「課題研究」を廃止した。

2 履修の在り方

(1) 科目の履修

理数に関する各学科においては、「理数数学Ⅰ」及び「理数数学Ⅱ」は、原則としてすべての生徒に履修させるものとする。また、「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」及び「理数地学」のうちから、原則として3科目以上を全ての生徒に履修させる。なお、「理数数学特論」は、内容を適宜選択して履修する科目である。

(2) 履修の順序及び代替

- ① 「理数数学Ⅱ」及び「理数数学特論」は、原則として、「理数数学Ⅰ」を履修した後に履修させるものとする。
- ② 「理数数学Ⅰ」の履修をもって「数学Ⅰ」の履修に替えることができる。
- ③ 「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」及び「理数地学」の3科目以上の履修をもって、理科の必修履修科目の履修に替えることができる。

保健体育

1 改訂の要点

(1) 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び社会生活における健康・安全について理解するとともに、技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

体育の見方・考え方は、運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けること、保健の見方・考え方は、個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けることであると考えられる。

(2) 各科目の内容及び内容の取り扱い等について

「体育」(標準単位数 7~8)

- ① 卒業後においても運動の習慣化や運動やスポーツへの多様な関わり方につなげ、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、12年間の系統性を踏まえた指導内容の見直しを図っている。新たに共生の視点を踏まえて指導内容を示すこととし、「内容の取扱い」及び「指導計画と内容の取扱い」に、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず運動やスポーツを楽しむことができるよう男女共習を原則とすることを示すとともに、生徒の困難さに応じた配慮の例を示している。
- ② 入学年次及びその次の年次以降の各領域の選択方法については、従前どおりである。
- ③ 「体づくり運動」については、「体ほぐしの運動」において、手軽な運動を行い、心と体は互いに影響し変化することや心身の状態に気付き、仲間と主体的に関わり合うことを内容として示している。また、従前「体力を高める運動」として示していたものを、「実生活に生かす運動の計画」として新たに示している。また、引き続き、授業時数を各年次で7~10単位時間程度を配当することを示している。
- ④ 「陸上競技」については、従前どおり、「競走」、「跳躍」、「投てき」に示した運動で構成しているが、バトンの受渡しの指導内容を新たに示している。
- ⑤ 「水泳」のスタートの指導については、事故防止の観点から、入学年次においては水中からのスタートを取り扱うこととしている。なお、入学年次の次の年次以降においても原則として水中からのスタートを取り扱うこととするが、「安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としている。
- ⑥ 「武道」については、学校や地域の実態に応じて、従前に示したものに加え、空手道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などについても履修させることができることとしている。

- ⑦ 「体育理論」については、「スポーツの文化的特性や現代のスポーツの発展」「運動やスポーツの効果的な学習の仕方」「豊かなスポーツライフの設計の仕方」で構成することとし、引き続き、授業時数を各年次で6単位時間以上を配当することを示している。

「保健」(標準単位数 2)

内容のまとまりについては、「現代社会と健康」、「安全な社会生活」、「生涯を通じる健康」及び「健康を支える環境づくり」の4項目としている。内容については、個人及び社会生活に関する事項を正しく理解し、思考・判断・表現できるようにするため、他教科及び小学校、中学校の内容との関連を考慮して高等学校における基礎的事項を明確にしている。具体的には、個人及び社会生活における健康課題を解決することを重視する観点から、精神疾患やがんを含めた生活習慣病などの現代的な健康課題の解決に関わる内容、応急手当の技能を含めた安全な社会生活に関する内容、ライフステージにおける健康の保持増進や回復に関わる内容及び人々の健康を支える環境づくりに関する内容等を充実した。

2 履修の在り方

- (1) 必修科目は、「体育」及び「保健」の2科目である。
- (2) 「体育」は、各年次の単位数はなるべく均分して配当するものとする。
- (3) 「保健」は、原則として入学年次及びその次の年次に各1単位を配当して履修させるものとする。

体 育 (専門教科)

1 改訂の要点

(1) 目標

体育の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、健やかな心身の育成に資するとともに、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) スポーツの多様な意義やスポーツの推進及び発展の仕方について理解するとともに、生涯を通してスポーツの推進及び発展に必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) スポーツの推進及び発展についての自他や社会の課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯を通してスポーツを継続するとともにスポーツの推進及び発展に寄与することを目指す、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

(2) 科目の名称及び科目編成

従前どおり「スポーツ概論」、「スポーツⅠ」、「スポーツⅡ」、「スポーツⅢ」、「スポーツⅣ」、「スポーツⅤ」、「スポーツⅥ」、「スポーツ総合演習」の8科目の構成である。

2 履修の在り方

- (1) 「スポーツ概論」、「スポーツⅤ」、「スポーツⅥ」及び「スポーツ総合演習」については、原則として、全ての生徒に履修させるものとする。
- (2) 「スポーツⅠ」、「スポーツⅡ」、「スポーツⅢ」及び「スポーツⅣ」については、これらの中から生徒の興味や適性等に応じて1科目以上を選択して履修させるものとする。

芸 術

1 改訂の要点

(1) 目 標

芸術の幅広い活動を通して、各科目における見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、意図に基づいて表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりすることができるようにする。
- (3) 生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

今回の改訂では、芸術科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、芸術科の各科目を学ぶ意義を明確にした。また、その育成に当たっては、生徒が「各科目における見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることが重要としている。「各科目における見方・考え方」とは、各科目の特質に応じた物事を捉える視点や考え方のことであり、このことは学習の中だけで働くのではなく、生徒一人一人の生活や社会の中で活用されるものになることが求められている。（詳細は各科目）

また、従前同様、豊かな情操を培うことを重視するとともに、「学びに向かう力、人間性等」の涵養を目指し、教育の普遍的、最終的な目的である、望ましい人格の完成を目指すことを示している。

(2) 内 容

今回の改訂で、表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を各科目の特質に応じて整理し、新たに〔共通事項〕として示している。併せて「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、従前より更に言語活動の充実を図るよう示している。

(3) 科目の構成

科目の構成は、「音楽」、「美術」、「工芸」及び「書道」のそれぞれに、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを付した12科目であり、標準単位数は各2である。

2 履修のあり方

(1) 必履修科目

「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目を全ての生徒に履修させる。

(2) 履修順序、分割履修および履修年次等

「Ⅱを付した科目」はそれぞれに対応する「Ⅰを付した科目」を履修した後に、「Ⅲを付した科目」はそれぞれに対応する「Ⅱを付した科目」を履修した後に履修させることを原則とする。「ⅡやⅢを付した科目」についても、生徒が自己の興味・関心等に応じて選択履修できるよう配慮することが必要である。

また、生徒の希望を最大限に生かすために、1年次と2年次で違う芸術科目を履修したり、同一年次に違う芸術科目を平行履修したりすることもできる。

(3) 学校設定科目

生徒、学校及び地域の実態、学科の特色等に応じ、芸術に関する学校設定科目を開設し、学校独自の特色ある教育を展開することもできる。

音 楽（共通教科）

1 各科目における見方・考え方

音楽における「音楽的な見方・考え方」とは、感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などと関連付けることである。

2 内容の取扱いについての留意事項

- (1) 「音楽Ⅰ」は、中学校との接続の観点から、中学校音楽科の指導内容との関連を十分に考慮するとともに、芸術科音楽の基礎となる科目であるため、指導計画の作成に当たっては、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれ特定の活動のみに偏ることのないように留意する必要がある。
- (2) 「音楽Ⅱ」では、個性豊かな音楽表現をするための資質・能力を伸ばす観点から、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」又は「(3)創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。なお、「B鑑賞」については、必ず扱うこととし、指導に当たっては、各事項において育成を目指す資質・能力の定着を図る観点から、適切かつ十分な授業時間を確保する必要がある。その際は、我が国や郷土の伝統音楽の鑑賞に関する指導を一層充実するとともに、多様な音楽についての理解を深めることができるようにする。
- (3) 「音楽Ⅲ」では、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた学習内容を設定し、一人一人の個別的な深化を図るため、「A表現」については、「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、一人一人の資質・能力をバランスよく育成することを踏まえ、「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととする。いずれにおいても、我が国や郷土の伝統音楽を含めて扱うようにする。
- (4) 「A表現」、「B鑑賞」の指導に当たっては、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫することで、言語活動の充実を図るようにすること。
- (5) 音楽の学習を通して、音や音楽と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫すること。なお、適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心が高まるよう指導を工夫すること。
- (6) 自己や他者の著作物及びそれらの著作物の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。
- (7) [共通事項]については、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて適切に指導すること。

美 術（共通教科）

1 各科目における見方・考え方

美術における「造形的な見方・考え方」とは、美術の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくり出すことである。

2 内容の取扱いについての留意事項

- (1) 「美術Ⅰ」は、中学校における学習経験や生徒の資質・能力、適性、興味・関心等を考慮するとともに、「A表現」及び「B鑑賞」の相互の関連を十分に図り、指導計画を作成する。
- (2) 表現領域「絵画」と「彫刻」は、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、絵画と彫刻のいずれかを選択したり、両方を取り扱ったりすることができる。また、「絵画」と「彫刻」を一体的に扱うことができる。
- (3) 「美術Ⅰ」の「デザイン」と「映像メディア表現」については、「映像メディア表現」において目的や機能などを考えた表現を取り扱う場合、「デザイン」といづれか一方を選択して扱うことができる。その際、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、目的や機能などを考えた表現の学習が調和的に行えるようにする。

「A表現」の指導計画の作成例

例	(1)絵画・彫刻 (感じ取ったこと)		(2)デザイン (目的や機能)	(3)映像メディア表現	
	絵画	彫刻		(感じ取ったこと)	(目的や機能)
1	○		○		
2		○	○		
3	○				○
4		○			○

この「指導計画の作成例」1～4を上回って題材を設定することは可能である。

- (4) 「美術Ⅱ」においては、発展的で個性豊かな学習が進められるようにするため、表現領域の「絵画」、「彫刻」、「デザイン」及び「映像メディア表現」のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するものとする。
- (5) 「美術Ⅲ」においては、個性を更に伸ばすことができるようにするため、表現領域の「絵画」、「彫刻」、「デザイン」及び「映像メディア表現」のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域から美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞または生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞のうち一つ以上を選択して学習するものとする。
- (6) 「B鑑賞」の指導については、適切かつ十分な授業時数を確保し、日本の美術も重視して扱うとともに、アジアの美術などについても扱うようにする。
- (7) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、芸術科美術の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、[共通事項]に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。
- (8) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度

の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるように配慮する。

工 芸（共通教科）

1 各科目における見方・考え方

工芸における「造形的な見方・考え方」とは、工芸の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくり出すことである。

2 内容の取扱いについての留意事項

- (1) 「工芸Ⅰ」は、中学校における学習経験や生徒の資質・能力、適性、興味・関心等を考慮するとともに、「A表現」及び「B鑑賞」の相互の関連を十分に図り、指導計画を作成する。
- (2) 「工芸Ⅱ」では、発展的で個性豊かな学習が進められるようにするため、表現領域の「身近な生活と工芸」、「社会と工芸」のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するものとする。
- (3) 「工芸Ⅲ」では、個性を更に伸ばすことができるようにするため、表現領域の「身近な生活と工芸」、「社会と工芸」のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域から美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞または生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞のうち一つ以上を選択して学習するものとする。
- (4) 「A表現」の指導については、地域の材料及び、伝統的な工芸のA表現などを取り入れることにも配慮する。
- (5) 「B鑑賞」の指導については、日本の工芸も重視して扱うとともに、アジアをはじめとする諸外国の工芸などについても扱うようにする。
- (6) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、芸術科美術の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、[共通事項]に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。
- (7) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるように配慮する。

書 道（共通教科）

1 各科目における見方・考え方

書道における「書に関する見方・考え方」とは、書の特質に即して物事を捉える視点や考え方をいい、感性を働かせ、書を、書を構成する要素やそれらが相互に関連する働きの視点で捉え、書かれた言葉、歴史的背景、生活や社会、諸文化などとの関わりから、書の表現の意味や価値を見いだすことである。

2 内容の取扱いについての留意事項

- (1) 「書道Ⅰ」の表現領域では、「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」及び「仮名の書」の三分野全てを学習させるものとする。
- (2) 「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」で取り扱う書体は次のとおりである。

分野	書体等	
	書道Ⅰ	書道Ⅱ
漢字仮名交じりの書	漢字は、楷書及び行書 仮名は、平仮名及び片仮名	漢字は、楷書、行書、草書及び 隷書 仮名は、平仮名及び片仮名
漢字の書	楷書及び行書 ※生徒の特性等を考慮し、草書、隷書及び篆書を加えることもできる	楷書、行書、草書、隷書及び篆書
仮名の書	平仮名、片仮名及び変体仮名	平仮名、片仮名及び変体仮名

但し、「書道Ⅰ」漢字の書における草書、隷書及び篆書の指導は、楷書や行書に優先するものではない。

- (3) 「書道Ⅰ」の表現領域では、中学校国語科書写や高等学校国語科との関連を図り、学習の成果を生活に生かす視点から、目的や用途に応じて、硬筆も取り上げるよう配慮する。
- (4) 表現領域における篆刻・刻字等については、「書道Ⅰ」では可能な限り扱うようにし、「書道Ⅱ」では必ず篆刻を扱い、生徒の特性等を考慮して刻字等を加えることもできる。また指導に当たっては、篆刻・刻字等で用いる用具・用材の扱い方や管理の方法についても十分に配慮する。
- (5) 「書道Ⅰ」の鑑賞領域では、漢字の書体の変遷と仮名の成立に加えて、「漢字仮名交じり文の成立」を取り上げる。
- (6) 「書道Ⅱ」の表現領域では、学校や地域の実態を考慮して「漢字仮名交じりの書」を扱うとともに、「漢字の書」又は「仮名の書」から一つ以上を選択して扱うことができ、鑑賞領域では、育成を目指す資質・能力の定着が図れるよう、適切かつ十分な授業時数を配当する。
- (7) 「書道Ⅲ」の表現領域では、「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」及び「仮名の書」の三分野から一つ以上を、鑑賞領域では、アの「思考力、判断力、表現力」の各事項を扱うとともに、イの「知識」に関する事項については（ア）、（イ）又は（ウ）から一つ以上を選択して扱うことができる。
- (8) [共通事項]については、「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」及び「仮名の書」の三分野

の学習活動の中で常に意識され、表現領域及び鑑賞領域の学習の中で併せて育成されるよう指導を工夫する。

- (9) 表現領域及び鑑賞領域の指導に当たっては、相互の関連を図り、それぞれの学びの成果が効果的に生かされるよう配慮するとともに、表現領域及び鑑賞領域での言語活動では、〔共通事項〕で示された四つの視点を生徒が適切に活用できるよう指導する。
- (10) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の育成を図り、必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする。

音 楽（専門教科）

1 改訂の要点

(1) 目 標

音楽に関する専門的な学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりし、表現意図を明確にもったり、音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞したりすることができるようにする。
- (3) 主体的に音楽に関する専門的な学習に取り組み、感性を磨き、音楽文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養う。

「音楽的な見方・考え方」は、芸術科(音楽)と同様である。

(2) 科目の構成

従前と同様である。

2 履修の在り方

音楽に関する各学科においては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 原則として全ての生徒に履修させる各科目

「音楽理論」の内容の「(1)楽典、楽曲の形式など」及び「(2)和声法」、「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」

(2) 専門的に履修させる各科目等

「声乐」の内容の「(1)独唱」、「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」、「(2)弦楽器の独奏」、「(3)管楽器の独奏」、「(4)打楽器の独奏」、「(5)和楽器の独奏」及び「作曲」の内容の「(1)様々な表現形態の楽曲」の中から、生徒の特性等に応じ、いずれかを専門的に履修させる。

(3) 原則として各年次にわたり履修させる各科目

上記(2)に示す科目の内容、「音楽理論」の内容の「(1)楽典、楽曲の形式など」、「(2)和声法」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」

- (4) 専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。
なお、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単

位まで上記の単位数の中に含めることができる。

- (5) 専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

3 内容の取扱いについての留意事項

- (1) 「声楽」の内容の「(2)様々な形態のアンサンブル」及び「器楽」の内容の「(6)様々な形態のアンサンブル」については、他者と協調しながら活動することによって、より一層幅広い音楽表現に関わる資質・能力を育成するため、重視して扱うこと。
- (2) 音楽の学習を通して、音や音楽と生活や社会との関わりについて考えられるようにするとともに、音環境への関心を高められるようにすること。
- (3) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、音楽に関する知的財産権について適宜取り扱うようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

美 術（専門教科）

1 改訂の要点

(1) 目 標

美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、独創的・創造的に表すことができるようにする。
- (2) 美術に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 主体的に美術に関する専門的な学習に取り組み、感性を磨き、美術文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養う。

美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、感性を磨き、表現と鑑賞に関する資質・能力を高めることを一層重視している。

美術（専門教科）における「造形的な見方・考え方」とは、美術科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、美術に関する専門的な学習を通して、感性や美意識、創造力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値を作りだすことが考えられる。

(2) 科目の編成

従前、原則としてすべての生徒に履修させる科目としていた「美術史」、「素描」及び「構成」に「美術概論」及び「鑑賞研究」を加えて再構成した。

2 履修の在り方

美術に関する各学科においては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 原則として、すべての生徒に履修させる科目
「美術概論」、「美術史」、「鑑賞研究」、「素描」及び「構成」
- (2) 選択して履修させる各科目
「絵画」、「版画」、「彫刻」、「ビジュアルデザイン」、「クラフトデザイン」、「情報メディアデザイン」、「映像表現」及び「環境造形」の科目の履修については、美術の専門性を生かした進路を主体的に選択する能力の育成を図る立場から、選択履修の幅を広げ、複数年次にわたる選択履修を可能にするなど十分に配慮すること。
- (3) 専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。
- (4) 専門教科・科目の履修により、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

3 内容の取扱いについての留意事項

- (1) 次に示す科目の内容については、生徒の興味・関心や個性、学校の実態を考慮し、以下のように扱うことができる。
 - 「鑑賞研究」：指導項目の(1)から(3)までのうちから一つ以上を選択して扱うことができる。
 - 「絵画」：指導項目の(1)から(5)までのうちから一つ以上を選択して扱うことができる。
 - 「版画」：指導項目の(2)から(5)までのうちから一つ以上を選択して扱うことができる。
 - 「彫刻」：指導項目の(1)から(3)までのうちから一つ以上を選択して扱うことができる。
 - 「ビジュアルデザイン」：指導項目の(2)及び(3)のいずれかを選択して扱うことができる。
 - 「クラフトデザイン」：指導項目の(3)から(5)までのうちから一つ以上を選択して扱うことができる。
 - 「環境造形」：指導項目の(1)から(4)までのうちから一つ以上を選択して扱うことができる。
- (2) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるように配慮する。

外国語

1 改訂の要点

(1) 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動及びこれらを結び付けた統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの理解を深めるとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況等に応じて適切に活用できる技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」とは、コミュニケーションの中で、どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのかという、物事を捉える視点や考え方であり、「外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること」である。

(2) 科目設定の趣旨について

科目	科目設定の趣旨
「英語コミュニケーションⅠ」 「英語コミュニケーションⅡ」 「英語コミュニケーションⅢ」	・「聞くこと」、「読むこと」、*「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」の五つの領域を総合的に育成する。
「論理・表現Ⅰ」 「論理・表現Ⅱ」 「論理・表現Ⅲ」	・「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」を中心とした発信力を強化する指導を行う。 ・スピーチ、プレゼンテーション、ディベート、ディスカッション、段落を書くことを取り扱う。

*小・中学校との接続及び発信力の強化を図る観点から新たに設定された。

(3) 各科目の内容及び内容の取扱いについて

「英語コミュニケーションⅠ」（標準単位数 3）

- ・中学校における学習の確実な定着を図りながら、五つの領域別の言語活動及び複数の領域を効果的に関連付けた統合的な言語活動を通して、五領域の総合的な指導を行う。
- ・小・中学校で学習した語に 400～600 語程度の新語を加えた語を取り扱う。
- ・文法事項については、意味のある文脈の中でのコミュニケーションを通して繰り返し活用しながら、全ての事項を適切に取り扱う。

「英語コミュニケーションⅡ」（標準単位数 4）

- ・「同Ⅰ」の学習を踏まえ、五つの領域の総合的な指導を発展的に行う。
- ・「同Ⅰ」に示す語に 700～950 語程度の新語を加えた語を取り扱う。

「英語コミュニケーションⅢ」(標準単位数 4)

- ・「同Ⅱ」の学習を踏まえ、五つの領域を総合的な指導を、生涯にわたる自律的な学習につながるよう発展的に行う。
- ・「同Ⅱ」に示す語に 700～950 語程度の新語を加えた語を取り扱う。

「論理・表現Ⅰ」(標準単位数 2)

- ・中学校などにおけるコミュニケーションを図る資質・能力を踏まえ、三つの領域別の言語活動及び複数の領域を結び付けた言語活動を通して、「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」を中心とした発信力を強化する指導を行う。

「論理・表現Ⅱ」(標準単位数 2)

- ・「同Ⅰ」の学習内容を踏まえ、三つの領域を中心とした発信力を強化するための指導を発展的に行う。

「論理・表現Ⅲ」(標準単位数 2)

- ・「同Ⅰ」「同Ⅱ」の学習内容を踏まえ、三つの領域を中心とした発信力を強化するための指導を発展的に行う。

2 履修の在り方

- (1) 「英語コミュニケーションⅠ」を必修科目とする。
- (2) 履修順は「英語コミュニケーション」、「論理・表現」ともに「Ⅰ」→「Ⅱ」→「Ⅲ」の順で行うことを原則とする。

3 留意事項

- (1) 生徒が英語に触れる機会を充実させるとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は生徒の理解の程度に応じた英語を用いて行うことを基本とする。
- (2) 英語以外の外国語を指導する場合は、外国語科の各科目の目標及び内容等に準じて行う。

英 語 (専門教科)

1 改訂の要点

- (1) 目 標：外国語科の目標に準じる。
- (2) 科目の構成

科 目	科目設定の趣旨
「総合英語Ⅰ」 「総合英語Ⅱ」 「総合英語Ⅲ」	・基本的に「英語コミュニケーション」の各科目と同内容だが、専門教科に関する科目であることを踏まえ、より自律的、発展的な学習を目指す。
「ディベート・ディスカッションⅠ」 「ディベート・ディスカッションⅡ」	・「論理・表現」の各科目の内容を参照した上で、専門科目としてふさわしい内容を取り扱い、それぞれ「話すこと[やり取り]」、「書くこと」の力及び論理的な思考力や表現力を強化する。
「エッセイライティングⅠ」 「エッセイライティングⅡ」	

今回の改訂で、「英語理解」「英語表現」「異文化理解」及び「時事英語」が廃止された。

2 履修の在り方

- (1) 英語に関する学科においては、「総合英語Ⅰ」及び「ディベート・ディスカッションⅠ」を原則として、必修科目とする。
- (2) 履修は、「総合英語」の場合、「総合英語Ⅰ」または「英語コミュニケーションⅠ」→「総合英語Ⅱ」→「同Ⅲ」の順で、「ディベート・ディスカッション」と「エッセイライティング」の場合それぞれ「Ⅰ」→「Ⅱ」の順で行うことを原則とする。

家 庭（共通教科）

1 改訂の要点

(1) 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会の関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。

「生活の営みに係る見方・考え方」とは、家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫することと示されている。

今回の改訂においては、従前の家庭科の目標の趣旨を継承するとともに、少子高齢化等の社会の変化や持続可能な社会の構築、食育の推進、男女共同参画社会の推進、成年年齢の引き下げ等への対応を一層重視し、生活を主体的に営むために必要な理解と技能を身に付け、課題を解決する力を養い、生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養うことにより、家庭や地域の生活を創造する資質・能力を育成することを目指す、家庭科の目標を示している。

(2) 科目構成

「家庭基礎」、 「家庭総合」 及び 「生活デザイン」 の3科目から「**家庭基礎**」（標準単位数2） 「**家庭総合**」（標準単位数4）の2科目とする。

(3) 各科目の内容の改善

小・中・高等学校の系統性を踏まえ、内容構成を「家族・家庭及び福祉」、「衣食住」、「消費生活・環境」、「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」を加えた4つに整理している。

家庭基礎	家庭総合
「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」	「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」
「B 衣食住の生活の自立と設計」	「B 衣食住の生活の科学と文化」
「C 持続可能な消費生活・環境」	「C 持続可能な消費生活・環境」
「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」	「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」
生活を主体的に営むために必要な基礎的な理解と技能を身に付け、自立した生活者として必要な実践力を育成することを重視。	生活を主体的に営むために必要な科学的な理解と技能を体験的・総合的に身に付け、生活文化の継承・創造、高齢者の介護や消費生活に関する実習や演習を行うことを重視。

2 履修の在り方

(1) 必履修科目等

- ①「家庭基礎」(2単位)及び「家庭総合」(4単位)の2科目のうち、必履修科目として1科目を選択的に履修させる。各学校においては、各科目の改訂の趣旨を踏まえ、複数の科目を開設して生徒が選択できるようにすることが望まれる。
- ②「家庭基礎」、「家庭総合」の「C持続可能な消費生活・環境」を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。

(2) 指導計画作成に当たっての配慮事項

- ①単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。
- ②総授業時数のうち、原則として10分の5以上を実験・実習に充当すること。
- ③「家庭基礎」は、原則として、同一年次で履修させること。
- ④「家庭総合」を複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、原則として連続する2か年において履修させること。
- ⑤地域や関係機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を取り入れるとともに、外部人材を活用するなどの工夫に努めること。
- ⑥障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- ⑦中学校技術・家庭科を踏まえた系統的な指導に留意すること。また、高等学校公民科、数学科、理科及び保健体育科などとの連携を図り、家庭科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。

3 配慮事項

- (1) 生徒が自分の生活に結び付けて学習できるよう、問題を見だし課題を設定し解決する学習を充実すること。
- (2) 子供や高齢者など様々な人々と触れ合い、他者と関わる力を高める活動、衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動、判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動などを充実すること。
- (3) 食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実を図ること。

家 庭（専門教科）

1 改訂の要点

(1) 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

「家庭の生活に関わる産業の見方・考え方」とは、生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活の質の向上や社会の発展と関連付けることと示されている。今回の改訂においては、少子高齢化、食育の推進や専門性の高い調理師養成、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等の様々な課題に対応し、専門的な知識と技術の定着を図るとともに、これらの多様な課題に対応できるよう、職業人としての課題解決能力を育成する視点を明確にした。

(2) 科目構成と内容について

●：原則履修科目

○：普通科等で履修することが考えられる科目例

※：調理師養成に必要な科目

生活産業基礎●	服飾文化	フードデザイン○
課題研究●	ファッション造形基礎○	食文化※
生活産業情報	ファッション造形	食品※
消費生活○	ファッションデザイン	調理※
保育基礎○	服飾手芸	食品衛生※
保育実践		栄養※
生活と福祉○		公衆衛生※
住生活デザイン○		総合調理実習※

① 新設された科目

「総合調理実習」

② 整理統合された科目

「保育基礎」「保育実践」←「子どもの発達と保育」と「子ども文化」の内容を整理統合し、再構成した。

③ 名称を変更された科目

「住生活デザイン」←「リビングデザイン」から変更。

2 履修の在り方

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、専門的な知識と技術などを相互に関連付けてより深く理解さ

せるとともに、地域や社会の中から問題を見いだして解決策を構想し、計画を立案し、実践、評価、改善して新たな課題解決に向かう過程を重視した実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

- (2) 家庭に関する各学科においては、「生活産業基礎」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。「生活産業基礎」は入学年次で、「課題研究」は卒業年次で履修させるようにする。
- (3) 家庭に関する各学科においては、原則として家庭に属する科目に相当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に相当すること。
- (4) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (5) 専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、従前と同じ25単位以上とし、生徒の多様な実態に応じた弾力的な教育課程の編成を可能にしている。なお、25単位を下らないものとしているので、専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、最低必修単位数の25単位を超えて履修することができるよう配慮する必要がある。
- (6) 家庭に関する各学科においては、専門教科・科目の履修により、必修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目の履修をもって必修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば「公衆衛生」を「保健」に、「生活産業情報」を「情報Ⅰ」の履修に代替することが可能である。なお、機械的に代替が認められるものではなく、代替する場合には、各学校には説明責任が求められる。
- (7) 家庭に関する各学科においては、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合、「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部を替えることができる。
- (8) 「保育実践」については、「保育基礎」を履修した後に履修させることが望ましい。
- (9) 「ファッション造形」については、「ファッション造形基礎」を履修した後に履修させることが望ましい。
- (10) 普通科等において、家庭に関する専門科目を履修させようとする場合、原則として以下のよう履修させるものとする。
 - ①「家庭基礎」を履修させる場合は、その履修が終わってから家庭に関する専門科目を履修させるものとする。
 - ②「家庭総合」を連続する2か年にわたって履修させる場合は、当該科目を履修させる上位学年において、あるいはその履修が終わってから家庭に関する専門科目を履修させるものとする。
- (11) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

3 配慮事項

生活産業に関わる実習や就業体験活動などを通して、自分の考え方や情報を的確に伝えたり、まとめたりする活動、創造的に製作する場面において、与えられたテーマに対して互いの考えを伝え合い、イメージをまとめ適切に表現する活動など言語活動の充実を図ること。

情 報（共通教科）

1 改訂の要点

(1) 目 標

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報技術を活用して問題の発見・解決を行う学習活動を通して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 情報と情報技術及びこれらを活用して問題を発見・解決する方法について理解を深め技能を習得するとともに、情報社会と人との関わりについての理解を深めるようにする。
- (2) 様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。
- (3) 情報と情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養う。

共通教科情報科では、教科の目標において、身に付けるべき①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等を示している。具体的には、情報に関する科学的な見方・考え方を重視するとともに、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための知識及び技能を身に付けさせる。また、実際に活用する力を養うとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養うことを目指している。

教科の目標は、「情報Ⅰ」と「情報Ⅱ」の目標を包括して示しており、教科で身に付けるべき資質・能力が(1)～(3)の三つに整理されている。これら個々の資質・能力を相互に関連付けながら、高度に情報化した社会の構成員として必須の素養である情報活用能力を確実に身に付ける教育の実現を目指している。

(2) 科目の改訂の趣旨及びその内容について

教科の目標では、情報の科学的な理解に裏打ちされた情報活用能力を育むとともに、問題の発見・解決に活用するための科学的な考え方等を育むことを求めている。よって、従前の「社会と情報」および「情報の科学」の2科目からの選択必修を改め、基礎となる共通必修科目としての「情報Ⅰ」と、その基礎の上に立つ選択科目として「情報Ⅱ」が設けられることとなった。「情報Ⅰ」では、プログラミングやネットワーク（情報セキュリティを含む）、データ活用等の基礎的な内容をすべての生徒が学習することが示されている。

「情報Ⅰ」（標準単位数 2）

この科目のねらいは、具体的な問題の発見・解決を行う学習活動を通して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を活用するための知識と技能を身に付け、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための力を養い、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を育成することである。

「情報Ⅱ」（標準単位数 2）

この科目のねらいは、具体的な問題の発見・解決を行う学習活動を通して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を活用するための知識と技能を身に付けるようにし、適切かつ効果的、創造的に活用する力を養い、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与するための資質・能力を養うことである。

2 履修の在り方

(1) 必履修科目と選択科目

「情報Ⅰ」は、共通必履修科目として、また、「情報Ⅱ」は、発展的な選択科目として高等学校段階における情報教育の内容として構成される標準単位数2単位の科目である。

(2) 原則として同一年次で履修

複数年次にわたって分割し各年次1単位で履修させるよりも、同一年次で集中的に2単位を履修させた方がより情報活用能力の定着に効果的である。そこで、「情報Ⅰ」及び「情報Ⅱ」を教育課程に位置付ける際は、各科目は原則としてそれぞれを同一年次に位置付ける。また、「情報Ⅱ」は、「情報Ⅰ」を履修した後に履修させる。

(3) 他の各教科・科目等との連携

指導計画の作成に当たっては、情報教育の目標の観点に基づき、各教科・科目等と密接な関連を図りながら、カリキュラム・マネジメントを含めた計画的な指導によって情報活用能力を生かし高めるような工夫が必要である。

① 履修年次を考慮する

② 指導内容の実施時期について、相互に関連付けながら決定する

③ 教材等を共有する

④ 学習課題と情報手段を活用した学習活動と実習の有機的な関連を図る

とくに、公民科及び数学科については、情報教育についての特段の配慮や共通教科情報科との連携が明記されるなど、他の教科・科目にはない取扱いがなされていることに十分留意する。

3 配慮事項

(1) 科学的な理解に基づく情報モラルの育成

情報の信頼性や信憑性を見極めたり確保したりする能力については、他の情報と組み合わせる、情報源を整理する、情報を比較するなどの具体的な方法を通して育成を図る。

(2) 言語活動

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決を行う過程で、認識した情報を基に思考する場面として考察や解釈、概念の形成などの言語活動を行う。その際、情報科の特質を生かした活動を行う。具体的には、図やグラフによる表現、プログラミングを用いた表現、アニメーションや動画などを用いた表現、情報通信ネットワークの特性を生かして考えを伝え合う活動の充実などが考えられる。

(3) 実践的な能力と態度の育成

学習活動を通して身に付けた知識と技能を生徒の学校生活や社会生活で生きて働く力として、様々な場面で活用できる実践的な能力と態度を育成する。そのためには、問題を発見し、設計、制作、実行するなどの手順を実際に体験するなどの活動を通して、知識や技能を身に付けるとともに、その活用を図る。

(4) 情報機器の活用等に関する配慮事項

従前と同様に各科目とも総授業時数に占める実習に配当する授業時数の割合を明示していない。この割合については各学校の実情に応じて弾力的に設定できるようにしたものである。しかし、情報活用能力を確実に身に付けるためには、問題解決の過程で情報手段を活用することが不可欠であることから、実習の重要性に十分留意する必要がある。

(5) 生徒が自らの健康に留意し望ましい習慣を身に付けること

生徒が主体的に自宅や学校で必要な学習環境を整え、望ましい習慣で情報機器を活用するようになるには、生徒自らが健康に留意した学習環境や望ましい習慣について考え、その意義を理解することが大切である。

(6) 情報技術の進展に対応して適宜見直しを図ること

情報技術の進展により、情報と情報技術に関する用語、学習内容における具体例、実習の課題、情報モラルの内容、現在の標準的な情報機器や情報技術などが数年先には標準でなくなる可能性もあるので、授業で扱う具体例、教材・教具などは適宜見直す必要がある。

情 報（専門教科）

1 改訂の要点

(1) 目 標

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報産業を通じ、地域産業をはじめ情報社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 情報の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 情報産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、情報産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

今回の改訂においては、知識基盤社会の到来、情報社会の進展、高度な情報技術をもつ IT 人材の需要増大などを踏まえ、情報の各分野における専門性に関わる資質・能力を育成する教育を重視した。教科の目標は、この教科の 12 科目の各目標を包括して示されたものであり、大きく三つの資質・能力に分けて考えることができる。この教科では、これらの資質・能力の育成を通して、情報の各分野に関わる将来のスペシャリストに必要な能力や態度を養うことになる。

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせとは、情報産業に関する事象を、情報技術を用いた問題解決の視点で捉え、情報の科学的理解に基づいた情報技術の適切かつ効果的な活用と関連付けることを意味している。

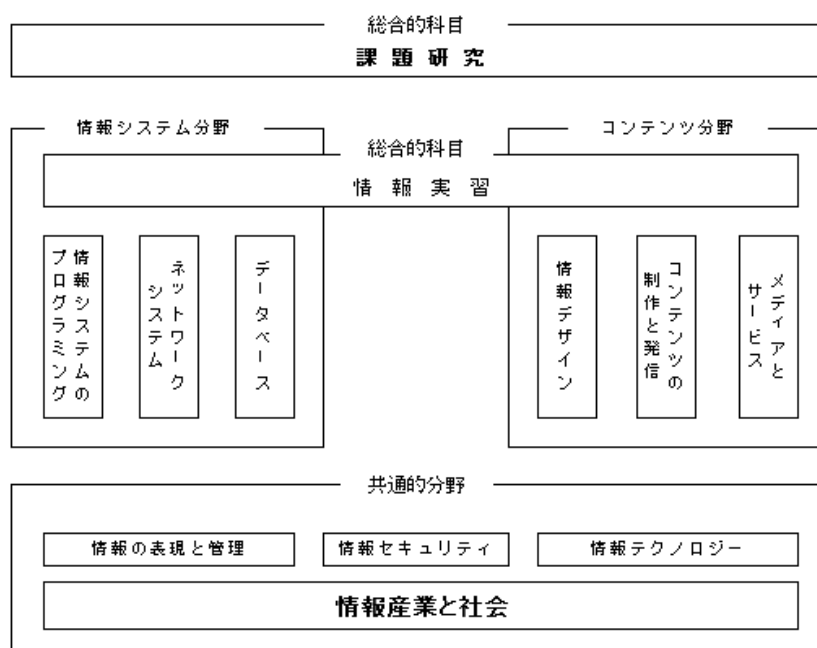
(2) 分野構成について

教科の目標に示す資質・能力を育成するために 12 科目を三つの分野と総合的科目に分類されている。これを図に示すと次のとおりとなる（図 1 参照）。

このうち、「情報産業と社会」、「情報の表現と管理」、「情報テクノロジー」、「情報セキュリティ」は、共通的分野の科目として位置付けられている。各学校においては、いずれの分野

の学習を目指す生徒に対しても、共通的分野の学習が重要であることを十分考慮に入れた教育課程を編成することが望ましい。また、「情報システムのプログラミング」、「ネットワークシステム」、「データベース」、「情報デザイン」、「コンテンツの制作と発信」、「メディアとサービス」は、進路希望などに応じて選択する応用的選択科目である。「情報実習」は、学んだ知識と技術を総合的に活用することができるようにすることを狙いとしている。各分野の学習に当たっては、こうした科目のねらいを十分踏まえることが重要である。さらに、「課題研究」は、専門科目の内容を相互に関連付けて実践的な内容を取り扱う総合的科目である。「情報産業と社会」はこの科目の性格やねらいからみて入学年次で、「課題研究」は卒業年次で履修させることが望ましい。

(図1)



① 新設された科目

「情報セキュリティ」

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、健全な情報社会の構築と発展を支える情報セキュリティの確保に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

「メディアとサービス」

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、メディア及びメディアを利用したサービスの活用に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

② 整理統合された科目

「情報産業と社会」

「情報産業と社会」及び「情報と問題解決」を整理統合し、情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報産業を通じ、地域産業をはじめ情報社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な基礎的な資質・能

力を次のとおり育成することを目指す。

「情報デザイン」

「情報システム実習」、「情報メディア」、「情報デザイン」及び「情報コンテンツ実習」を整理統合し、情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報デザインの構築に必要な資質・能力を育成することを目指す。

「情報実習」

「情報システム実習」、「情報メディア」、「情報デザイン」及び「情報コンテンツ実習」を整理統合し、専門教科情報科における「共通的分野」、「情報システム分野」、「コンテンツ分野」で学習した知識と技術の定着を図るとともに、情報社会に存在する多様な課題に対応する力、情報システムの開発やコンテンツの制作及び運用に取り組む態度を養うことを目指す。

③ 名称変更された科目

「情報システムのプログラミング」…「アルゴリズムとプログラム」から変更

情報システムの設計や開発工程の管理及び運用・保守、情報セキュリティに関する学習を充実させるなどの改善を行っている。

「コンテンツの制作と発信」…「表現メディアの編集と表現」から変更

コンピュータグラフィックスなどのコンテンツの制作に関する学習を充実し、コンテンツの発信と評価・改善についても扱う。

2 履修の在り方

(1) 専門教科の最低必履修単位数

情報に関する各学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないものとする。

(2) 原則としてすべての生徒に履修させる科目

情報に関する各学科においては、「情報産業と社会」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させること。なお、「情報産業と社会」は入学年次で、「課題研究」は卒業年次で履修させることが望ましい。

(3) 各科目の履修に関する配慮事項

原則として、情報に関する各学科においては、従前から情報に関する科目に配当時数の 10 分の 5 以上を実験・実習に配当すること。さらに、施設・設備の安全管理に配慮し、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

(4) 地域や産業界、大学等との連携・交流

地域や産業界、大学等との協力関係を築き、望ましい勤労観・職業観を養ったりするために、連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

(5) 専門科目による必履修科目の代替

情報に関する各学科においては、専門教科・科目の履修により、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば、「情報産業と社会」の履修により、「情報 I」の履修に代替することが可能である。

また、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、例えば、「課題研究等」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替するためには、「課題

研究等」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できることが必要であり、自動的に代替が認められるものではない。

(6) 障害のある生徒などへの指導上の配慮

障害のある生徒などについては、一人一人の障害の状況や発達の段階に応じた指導や支援を充実させるとともに、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(7) 職業学科における総合的な探究の時間の特例

情報に関する各学科においては、「課題研究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合、「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

農 業

1 改訂の要点

(1) 目 標

農業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

農業の見方・考え方は、「農業や農業関連産業に関する事象を、安定的な食料生産と環境保全及び資源活用等の視点で捉え、持続可能で創造的な農業や地域振興と関連付けること」とされている。これは、農業や農業関連産業に関する学習を学校農場や実習施設などで実践的・体験的な学習活動を通して学び、食料生産や環境保全及び資源活用の現状を認識するとともに、持続可能で創造的な農業や地域振興の観点からこれらの農業のあるべき姿を見いだし、地域農業や地域社会の課題解決に向けた学習活動を進めていくことが示されている。

(2) 内容の改善

各科目における学習内容の改訂の共通点として、生徒が課題意識をもって、主体的・計画的に農業学習に取り組むよう、『プロジェクト学習』の意義やプロセス「①課題設定、②計画立案、③実施、④まとめ（反省・評価）」並びに実践について関係する科目に位置付けられた。

① 分類整理された科目

「栽培と環境」、 「飼育と環境」

「農業と環境」で学習していた農業と環境の関係性について、持続可能で多様な環境に対応するように新たに「栽培と環境」、 「飼育と環境」に分類整理された。

② 整理統合された科目

「農業経営」

「農業経済」の経済の仕組みや農産物の輸出入などを経営感覚の醸成へつなげるために統合され、マーケティングに関する学習内容が充実された。

「造園施工管理」、 「造園植栽」

「造園技術」並びに「環境緑化材料」を統合し、造園に関する施工から管理までを学習する科目を「造園施工管理」、造園に関する植物の植栽を中心に学習する科目を「造園植栽」とし学習内容が充実された。

③ 名称変更された科目

「農業と情報」

進展する産業社会の情報化を見通し、農業の各分野における先進技術や革新技術を題材とした探究的な学習活動を通じ、収集した情報と情報手段を適切かつ効果的に活用できるような学習内容の一層の充実を図り、科目名も従前の「農業情報処理」から「農業と情報」に変更された。

「食品微生物」

「微生物利用」で学習していた安全・安心な食品関係の学習内容を更に充実するよう「食品微生物」に名称変更された。

「地域資源活用」

「グリーンライフ」で学習していた農業・農村の持つ多面的な特質（地域振興や文化の伝承など）を学習内容とした地域資源に関する学習の充実を図る視点で整理し、「地域資源活用」に名称変更された。

2 履修の在り方

(1) 専門教科・科目の最低必修単位数

農業に関する各学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないものとする。なお、時間割外で「総合実習」を履修させる場合には、その単位数を全ての生徒に履修させる 25 単位に含めないものとする。

(2) 原則として全ての生徒に履修させる科目

農業に関する各学科においては、「農業と環境」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させるものとする。科目の性格やねらいなどからみて、「農業と環境」は入学年次で、「課題研究」は卒業年次で履修させることが望ましい。

(3) 全ての生徒に履修させることが望ましい科目

農業に関する各学科においては、「総合実習」及び「農業と情報」を全ての生徒に履修させることが望ましい。なお、「総合実習」は、各学年の時間割内に位置付けた上に、時間割外にも「総合実習」を実施することが望ましい。時間割外で「総合実習」を履修させる場合には、明確な目標と年間の指導計画に基づいて実施することが必要である。

(4) 専門教科・科目による必修履修教科・科目の代替

農業に関する各学科においては、専門教科・科目の履修によって、必修履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目の履修をもって、必修履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば、「農業と情報」の履修により「情報 I」の履修に代替することなどが考えられるが、全部代替する場合、「農業と情報」の履修単位数は、2 単位以上必要である。

(5) 職業学科における総合的な探究の時間の特例

農業に関する各学科においては、「課題研究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

(6) 実験・実習に配当する授業時数の確保

農業に関する各学科においては、原則として農業科に属する科目に配当する総授業時数の 10 分の 5 以上を実験・実習に配当すること。

3 配慮事項

ホームプロジェクト及び学校農業クラブなどの活動を利用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その科目の授業時数の 10 分の 2 以内をこれに充てることができる。

工 業

1 改訂の要点

(1) 目 標

工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 工業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

従前の目標の精神を受け継ぎながら、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」三つの柱に沿って整理された。

工業の見方・考え方とは、ものづくりを、工業生産、生産工程の情報化、持続可能な社会の構築などに着目して捉え、新たな時代を切り拓く安全で安心な付加価値の高い創造的な製品や構造物などと関連付けることを意味している。

(2) 科目の改訂の趣旨及びその内容について

① 新設された科目

「船舶工学」

② 名称変更された科目

「工業材料技術」、「工業環境工学」、「電気回路」、「土木基盤力学」、「材料工学」、「デザイン実践」

③ 整理統合された科目

「工業情報数理」、「電子機械」、「生産技術」、「ハードウェア技術」、「土木構造設計」

(3) 工業の各分野における共通科目

① 各学科における共通的な指導項目で構成された3科目

「実習」、「製図」、「工業情報数理」

② 各学科の特色や生徒の進路希望により選択して履修する4科目

「工業材料技術」、「工業技術英語」、「工業管理技術」、「工業環境技術」

2 履修の在り方

(1) 原則として全ての生徒に履修させる科目

工業に関する各学科においては、従前と同様に「工業技術基礎」と「課題研究」の2科目を原則として全ての生徒に履修させるものとする。なお、科目の性格やねらいなどから、「工業技術基礎」は入学年次で、「課題研究」は卒業年次で履修させることが望ましい。

(2) 専門教科・科目の最低必履修単位数

工業に関する各学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないものとする。

(3) 専門科目による必履修科目の代替

工業に関する各学科においては、専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば、「工業情報数理」の履修により、「情報Ⅰ」の履修に代替することが可能である。

(4) 職業学科における総合的な探究の時間の特例

工業に関する各学科においては、「課題研究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合、「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

(5) 実験・実習に配当する授業時数の確保

工業に関する各学科においては、原則として工業に属する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。

(6) 定時制の課程における実務等による職業に関する各教科・科目の履修の一部代替

定時制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

3 配慮事項

(1) 地域や産業界等との連携・交流

地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

(2) 障害のある生徒などへの指導

障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(3) 法令遵守及び事故防止

実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止や環境保全の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。また、排気、廃棄物や廃液などの処理についても、十分留意するものとする。

商 業

1 改訂の要点

(1) 目 標

商業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 商業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

今回の改訂では、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申を踏まえ、「商業」においては、グローバル化の進展と情報技術の進歩に対応するとともに、観光産業の振興、地域におけるビジネスの推進、ビジネスにおけるコミュニケーション能力とマネジメント能力の向上など社会の要請に応える視点から、科目の新設、再構成、指導項目の見直しなどの改善が図られた。

商業の見方・考え方とは、企業活動に関する事象を、企業の社会的責任に着目して捉え、ビジネスの適切な展開と関連付けることを意味している。

(2) 科目及び分野構成

従前と同様に 20 科目で構成されており、従前と異なる点は、ビジネスで必要とされる資質・能力を見据え、ビジネス経済分野をマネジメント分野に改められている点である。

分野	マーケティング分野	マネジメント分野	会 計 分 野	ビジネス情報分野
分野別科目	マーケティング ★	ビジネス・マネジメント ★	簿 記	情報処理
	商品開発と流通 ★	グローバル経済 ★	財務会計Ⅰ	ソフトウェア活用 ★
	観光ビジネス ☆	ビジネス法規 ★	財務会計Ⅱ	プログラミング ★
			原価計算	ネットワーク活用 ★
			管理会計	ネットワーク管理 ★
分野共通の科目	ビジネス基礎、課題研究、総合実践、ビジネス・コミュニケーション ★			

[☆ 新設された科目 ★ 整理統合・分類整理・再構成された科目]

① 新設された科目

「観光ビジネス」

地域の活性化を担うよう、観光ビジネスの展開に必要な資質・能力を育成する視点から新設された。

② 整理統合・分類整理・名称変更・分離・再構成された科目

「ビジネス・コミュニケーション」

ビジネスにおける思考の方法とコミュニケーションに関する指導項目を取り入れるなど学習内容の改善が図られている。

「マーケティング」

マーケティングに関する具体的な事例について多面的・多角的に分析し、考察や討論を行う学習活動を取り入れるなどの改善が図られている。

「商品開発と流通」

流通を見据えて商品開発を行うとともに、商品の企画や事業計画を理解した上で流通を展開するために必要な資質・能力を育成する視点から、流通とプロモーションの動向・課題に関する指導項目を取り入れるなど改善が図られている。

「ビジネス・マネジメント」

企業活動が社会に及ぼす影響に責任をもち、経営資源を最適に組み合わせて適切にマネジメントを行うために必要な資質・能力を育成する視点から改善が図られている。

「グローバル経済」

企業活動が社会に及ぼす影響に責任をもち、地球規模で経済を俯瞰し、経済のグローバル化に適切に対応して直接的・間接的に他国と関わりをもってビジネスを展開するために必要な資質・能力を育成する視点から改善が図られている。

「ビジネス法規」

経済のグローバル化、規制緩和、情報化などの経済環境の変化の中で、法規に基づいてビジネスを適切に展開するために必要な資質・能力を育成する視点から改善が図られている。

「ソフトウェア活用」

企業活動においてソフトウェアを活用するために必要な資質・能力を育成する視点から、従前の「ビジネス情報」の指導項目が改善され、科目の名称が改められたものである。

「プログラミング」

従前の「プログラミング」の指導項目と、「ビジネス情報管理」の情報システムの開発に関する指導項目が整理され統合されたものである。

「ネットワーク活用」

インターネットを活用したビジネスの創造に関する指導項目が取り入れられるなど改善が図られている。

「ネットワーク管理」

情報通信ネットワークの活用の拡大と、情報セキュリティ管理の必要性の高まりに対応し、人的対策、技術的対策など情報セキュリティ管理に関する項目が充実されるなど改善が図られている。

2 履修の在り方

- (1) 商業に関する各学科においては、商業に関する科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないものとする。ただし、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を 5 単位まで含めることができる。
- (2) 商業に関する各学科においては、「ビジネス基礎」及び「課題研究」をすべての生徒に履修させるものとし、「ビジネス基礎」は入学年次で、「課題研究」は卒業年次で履修させることが望ましい。
- (3) 商業に関する各学科においては、「情報Ⅰ」と同様の成果が期待できる場合、「情報処理」の履修をもって「情報Ⅰ」の履修に代替することができる。
- (4) 商業に関する各学科においては、「課題研究」の履修により、「総合的な探究の時間」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「課題研究」の履修をもって「総合的な探究の時間」の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (5) 「財務会計Ⅱ」は、原則として、「財務会計Ⅰ」を履修した後に履修させるものとする。

水 産

1 改訂の要点

(1) 目 標

水産の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、水産業や海洋関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

水産の見方・考え方とは、水産や海洋に関する事象を、漁業生産や船舶運航、海洋工学、情報通信、資源増殖、水産食品の製造や流通、海洋の環境保全や活用などの視点で捉え、地域や社会の健全で持続的な発展と関連付けること意味している。

(2) 科目構成

今回の改訂において科目の新設、整理統合、再構成は行われず、従前の 22 科目で編成されている。

2 履修の在り方

(1) 専門教科・科目の最低必修単位数

水産に関する各学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないものとする。

(2) 原則として全ての生徒に履修させる科目

水産に関する各学科においては、「水産海洋基礎」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させるものとする。科目の性格やねらいなどからみて、「水産海洋基礎」は入学年次で、「課題研究」は卒業年次で履修させることが望ましい。

(3) 全ての生徒に履修させることが望ましい科目

水産に関する各学科においては、「総合実習」及び「海洋情報技術」を全ての生徒に履修させることが望ましい。

(4) 専門教科・科目による必修教科・科目の代替

水産に関する各学科においては、専門教科・科目の履修によって、必修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば、「海洋情報技術」の履修により「情報Ⅰ」の履修に代替することなどが考えられるが、全部代替する場合、「海洋情報技術」の履修単位数は、2 単位以上必要である。

(5) 職業学科における総合的な探究の時間の特例

水産に関する各学科においては、「課題研究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

(6) 実験・実習に充当する授業時数の確保

水産に関する各学科においては、原則として水産科に属する科目に充当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に充当すること。また、実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできる。

なお、ここでいう実験・実習とは、校内や実習船による実験・実習のほか、校外の見学、就業体験及びホームプロジェクトなど実践的、体験的な学習を指すものである。

3 配慮事項

(1) ホームプロジェクト

ホームプロジェクトなどの活動を利用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができる。

(2) 乗船実習の実施に当たっての配慮事項

漁業乗船実習、機関乗船実習、体験乗船実習などを行う際には、綿密な計画を立て、所属の実習船により安全で効果的な実習が行われるよう留意するものとする。

(3) 海技士の資格取得及び専攻科への進学に配慮した教育課程

船舶職員の養成を行う学科・コースにおいては、海技士の資格取得に必要な科目を履修させ、さらに専攻科への進学にも配慮した教育課程を編成する必要がある。

看 護

1 改訂の要点

(1) 目 標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

「看護の見方・考え方」とは、健康に関する事象を当事者の考えや状況、疾病や障害とその治療等が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な看護を関連付けることを意味している。

(2) 各科目設定の趣旨及びその内容について

科目構成については、改訂前と同じ13科目である。

並びについては、表に示す通りである。

科目新旧対照表

①名称が変更された科目

看護に関する専門分野の学習の基礎となる科目について、指導項目を整理し、科目名を変更した。

「人体の構造と機能」

人体の構造と機能に関する解剖生理学、栄養学の基礎的な知識を習得し、その知識を看護実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

「疾病の成り立ちと回復の促進」

疾病の成り立ちと回復の促進に関する病理病態学と薬理学の基礎的な知識を習得し、その知識を看護の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

「健康支援と社会保障制度」

看護を行うために必要な健康支援としての公衆衛生及び社会保障制度に関する知識と技術を習得し、生活環境や生活行動が人々の健康に与える影響とその対策について、実践的・体験的な学習を通して理解するとともに、当事者の状況に応じて社会保障制度を適切に活用して、人々の自立を支援し、よりよい健康づくりを目指すことができるようにすることをねらいとしている。

「看護情報」

情報社会の進展に応じた情報と情報技術に関する知識と技術を習得し、看護の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

科目 (改訂)	科目 (従前)
基礎看護	基礎看護
人体の構造と機能	人体と看護
疾病の成り立ちと回復の促進	疾病と看護
健康支援と社会保障制度	生活と看護
成人看護	成人看護
老年看護	老年看護
小児看護	精神看護
母性看護	在宅看護
精神看護	母性看護
在宅看護	小児看護
看護の統合と実践	看護の統合と実践
看護臨地実習	看護臨地実習
看護情報	看護情報活用

②学習内容が改善・充実された科目

「基礎看護」：(1)看護の本質, (2)看護の共通技術, (3)日常生活の援助, (4)診療に伴う援助に分けて再整理し, (1)看護の本質に「協働する専門職」を, (2)看護の共通技術に「感染予防」「安全管理」を位置付け教育内容の充実を図った。

「成人看護」：病期別看護やリハビリテーション看護, がん看護の学習の充実を図った。

「老年看護」：倫理的課題や自立した生活の継続に関する学習の充実を図った。

「小児看護」：倫理的課題や小児各期の健康課題に関する学習の充実を図った。

「母性看護」：倫理的課題や母性各期の健康課題に関する学習の充実を図った。

「精神看護」：病期別看護及び障害別看護の学習の充実を図った。

「在宅看護」：倫理的課題及び在宅療養を支える制度, 治療に伴う援助などの学習の充実を図った。

「看護の統合と実践」：多様な療養の場におけるリスクマネジメント及び国内外の多様な対象と看護活動の学習の充実を図った。

「看護臨地実習」：実習施設及び看護の対象の拡大を図った。

「人体の構造と機能」：従前の「感染と免疫」の一部を, 科目「疾病の成り立ちと回復の促進」と「基礎看護」に整理した。「病原微生物の種類と特徴」は「基本的な病因」に, 「滅菌と消毒」は「看護の共通技術」に, 「病原微生物の検査」は「疾病の診断過程と治療」に整理した。

2 履修の在り方

- (1) 看護に関する各学科においては, 「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則としてすべての生徒に履修させること。
- (2) 看護に関する各学科においては, 原則として看護科に属する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。
- (3) 地域や保健医療福祉機関, 産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに, 社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (4) 看護に関する各学科において, 5年間で一貫した教育を施す場合は, 看護に関する各科目に限り, 高等学校と専攻科の区分によらず, 教育課程を編成できるものとする。
- (5) 看護に関する各学科においては, 専門教科・科目の履修により, 必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合, その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば, 「基礎看護」, 「人体の構造と機能」, 「疾病の成り立ちと回復の促進」, 「健康支援と社会保障制度」, 「小児看護」, 「母性看護」の履修により「保健」や「家庭総合」等の履修に代替することができる。また, 「看護情報」の履修により「情報Ⅰ」の履修に代替することが可能である。なお, 全部代替する場合, 「看護情報」の履修単位は, 2単位以上必要である。
- (6) 看護に関する各学科においては, 「看護臨地実習」の履修により, 総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合, 「看護臨地実習」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (7) 普通科等において看護に関する科目を履修させる場合は, 「基礎看護」が望ましい。更に履修させる場合は, 系統性に配慮すること。

3 配慮事項

看護師学校の指定を受けている学校については, 各科目の内容の構成及び看護に関する科目の取扱いに当たっては, 「保健師助産師看護師学校指定規則 (同規則第4条および別表3の3参照)」の定める教育内容に関する基準を満たすよう, 適切な教育課程を編成・実施する必要がある。

福 祉

1 改訂の要点

(1) 目 標

<p>福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 福祉の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。</p> <p>(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。</p>
--

「福祉の見方・考え方」とは、生活に関する事象を、当事者の考えや状況、環境の継続性に着目して捉え、人間としての尊厳の保持と自立を目指して、適切かつ効果的な社会福祉と関連付けることを意味している。

(2) 「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」について

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて（報告書）H29.10」を踏まえ、教育内容が見直され、5観点全てが学習指導要領に盛り込まれている。

(3) 科目編成（9科目）、分野構成

下線は、福祉に関する各学科における原則履修科目

人間と社会分野	「 <u>社会福祉基礎</u> 」
介護分野	「 <u>介護福祉基礎</u> 」「 <u>コミュニケーション技術</u> 」 「生活支援技術」「 <u>介護過程</u> 」「 <u>介護総合演習</u> 」「 <u>介護実習</u> 」
こころとからだのしくみ分野	「 <u>こころとからだの理解</u> 」
情報分野	「福祉情報」（「福祉情報活用」から名称変更）

○「社会福祉基礎」の改善

リーダーシップなどの組織についての学習を取り入れ、地域福祉の内容を充実させる。

○「介護福祉基礎」の改善

福祉用具と介護ロボットについての学習を取り入れる。介護を取り巻く状況や介護福祉士に関する内容を充実させる。

○「コミュニケーション技術」の改善

「社会福祉基礎」で扱うコミュニケーションと区別し、福祉実践に重点をおく。

○「生活支援技術」の改善

医療的ケアに関する学習を取り入れる。尊厳を保持した生活支援、潜在的能力を引き出す支援、生活の豊かさなどについて内容を充実させる。

○「介護過程」の改善

人間の尊厳の保持や自立支援、多職種協働などについて内容を充実させる。学びと実践の統合をする。

○「介護総合演習」の改善

介護実践の科学的探究を推進する実験(今回の改訂で新しく入る)についての学習を取り入れる。地域福祉や福祉社会など広く課題設定ができる。

○「介護実習」の改善

地域における様々な場におけるサービス利用者の生活や家族を含めた支援の在り方、多職種協働などについての内容を充実させる。

○「こころとからだの理解」の改善

喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアや災害時の介護に関する内容を追加する。認知症の心理的側面や認知症ケアに関する内容を充実させる。

○「福祉情報」の改善

プログラミングの内容を取り入れる。福祉分野における情報の活用と管理，課題解決を図る学習に関する内容を充実させる。

2 履修の在り方

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

授業の構造力，デザイン力をもって意図的に授業をつくる。単元など内容や時間のまとまりの中で，次のような観点で授業改善を進めることが求められる。

○自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか。

○自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか。

○生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか。

(2) 福祉に関する各学科では，「社会福祉基礎」及び「介護総合演習」を原則として全ての生徒に履修させる。

「社会福祉基礎」・・・低学年で履修させることが望ましい。

「介護総合演習」・・・「介護実習」とあわせて履修させることが望ましい。

(3) 各科目の履修の在り方

- ・指導項目の選択履修不可：「社会福祉基礎」（社会福祉をバランスよく学ぶ）
「介護福祉基礎」（他科目のベースとなり，特に倫理を学ぶ）
「介護過程」「介護実習」（専門学科での履修を想定）
「福祉情報」（代替を認めている）

- ・介護福祉士養成課程でない場合，基礎的な内容のみの指導項目の選択履修可能
「コミュニケーション技術」「生活支援技術」「介護総合演習」「こころとからだの理解」

(4) 福祉に関する各学科においては，原則として福祉科に属する科目に相当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に相当する。

(5) 「介護実習」や「介護総合演習」における現場実習及び具体的な事例の研究や介護計画作成に際しては，プライバシーの保護に十分留意すること。

(6) 地域や福祉施設，産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努める。

(7) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行う。

(8) 福祉に関する専門学科のみ，同様の成果が期待できる場合は，「総合的な探究の時間」を「介護総合演習」で代替できる。普通科，総合学科では，代替は不可である。「介護総合演習」は自ら課題を発見して解決する能力や生涯にわたって自発的，創造的に学習に取り組む態度を育てることをねらいとした科目である。

3 配慮事項

(1) 福祉に関する課題について，協働して分析，考察，討論を行い，よりよい社会の構築を目指して解決するなどの学習活動を通して，言語活動の充実を図る。

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用し，学習の効果を高めるよう工夫する。

(3) 実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，福祉用具や介護ロボットなどの取扱いには十分な注意を払わせ，事故防止などの指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。

総合的な探究の時間

1 改訂の要点

(1) 目標

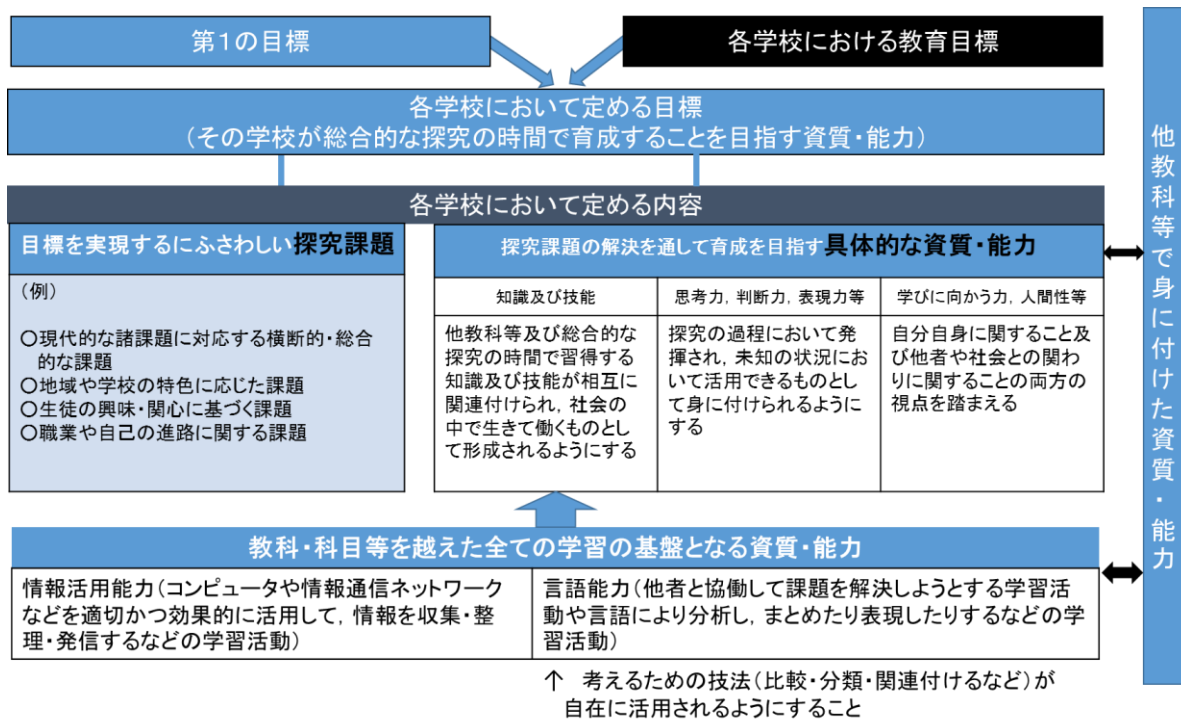
探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

(2) 探究の見方・考え方

各教科・科目等における見方・考え方を総合的・統合的に活用して、広範で複雑な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の在り方生き方を問い続けるという総合的な探究の時間の特徴に応じた見方・考え方を、探究の見方・考え方と呼ぶ。

2 各学校で定める目標、内容及び指導計画等



高等学校学習指導要領解説 総合的な探究の時間編 (平成30年7月) より作成

(1) 各学校で目標を定める際の留意事項

各学校において定める総合的な探究の時間の目標は、第1の目標を適切に踏まえて、この時間

全体を通して各学校が育てたいと願う生徒の姿や育成を目指す資質・能力、学習活動の在り方などを明確にして設定する必要がある。

総合的な探究の時間は、各学校のカリキュラム・マネジメントの中核として位置付けられている。各学校が創意工夫を生かした探究や横断的・総合的な学習を実施することが期待されており、地域や学校、生徒の実態や特性を考慮した目標を各学校が主体的に判断して定めることが不可欠である。

(2) 内容を定める際の留意事項

各学校においては、総合的な探究の時間の内容の設定にあたり、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める必要がある。とりわけ探究課題については、一人一人の生徒が自己の在り方生き方と一体的で不可分に結び付いた形で成立するような課題を自ら発見していけるような幅の広さや奥行きを深さを受け止められるものとするのが望まれる。

また、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を明らかにして、内容を定めることが重要である。

(3) 全体計画の作成

全体計画とは、指導計画のうち、学校として、この時間の教育活動の基本的な在り方を示すものである。具体的には、各学校において定める目標や内容について明記するとともに、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価等についても、その基本的な内容や方針等を概括的・構造的に示すことが考えられる。

(4) 年間指導計画の作成

年間指導計画とは、全体計画を踏まえ、その実現のために、どのような学習活動を、どのような時期に、どのように実施するか等を示すものである。具体的には、1年間の時間的な流れの中に単元を位置付けて示すとともに、学校における全教育活動との関連に留意する観点から、必要に応じて他教科等における学習活動も書き入れ、総合的な探究の時間における学習活動との関連を示すことなどが考えられる。

年間指導計画の作成及び実施にあたっては、次の4点に配慮する。

- ①生徒の学習経験に配慮すること
- ②実社会や実生活との接点を生み出すこと、季節や地域の行事など適切な活動時期を生かすこと
- ③他教科等との関連を明らかにすること
- ④外部の教育資源の活用及び異校種・他校との交流を意識すること

3 学習活動を行うに当たっての配慮事項

- (1) 各学校で定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行う。
- (2) 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する過程を重視する。
- (3) 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにする。これらの学習活動においては、「比較する」、「分類する」、「関連付ける」などの考えるための技法が自在に活用されるようにする。
- (4) コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるように工夫する。

- (5) 体験活動や、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。体験活動は、探究の過程に適切に位置付ける。
- (6) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行う。
- (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行う。
- (8) 職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにする。

4 教育課程編成上の留意点

(1) 単位数等

- ① 全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は、3~6単位を標準とする。
- ② 卒業までの各年次の全てにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法も可能である。また、年間35週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせることも可能である。
- ③ 全体計画及び年間指導計画を作成し、長期的な見通しの中で、授業時数を適正に配当する。

(2) 学習評価

- ① 評価の方法については、ペーパーテストなどの評価の方法で数値的に評価するのではなく、信頼される評価の方法、多面的な評価の方法、学習状況の過程を評価する方法を用いることに留意する。
- ② 単位の認定の要件は、各教科と基本的に同様である。単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。また、2以上の年次にわたって学習活動を行ったときは、年次ごとに単位の修得を認定するものとする。

(3) 課題研究等との代替

職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

(4) 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替

総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。なお、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な探究の時間の代替を認めるものではないことに注意が必要である。

(5) 理数探究基礎及び理数探究の履修による総合的な探究の時間の代替

理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

IV 特別活動における教育課程編成上の留意事項

1 改訂の要点

(1) 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

今回の改訂における各活動・学校行事の大枠の構成は、「ホームルーム活動」、「生徒会活動」、「学校行事」で変化はない。特別活動では、これらの活動全体を通して、各教科・科目等における見方・考え方を総合的に働かせて、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成（人間関係形成）、よりよい集団生活の構築や社会への参画（社会参画）及び自己の実現（自己実現）に関連付ける「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を手がかりとしながら、特別活動の目標に示す資質・能力の育成をめざすこととする。

各活動・学校行事の内容における改善のポイントは以下のとおりである。

① ホームルーム活動

- ・内容が12項目に整理され、すべての内容を入学から卒業までで取り扱う。
- ・内容は『(1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画』、『(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全』、『(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現』と大別され、(3)において、小・中学校からの継続性がはかられた。
- ・学習過程として、内容の(1)では集団としての合意形成とそれに基づく実践を重視し、内容の(2)及び(3)では一人一人の意思決定とそれに基づく実践等を重視したり、実践につなげたりする活動を行うこととされた。
- ・内容の(3)の指導においては、特別活動が学校におけるキャリア教育の要となることから、学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うことが必要であり、それらを生徒が記述して蓄積する、いわゆるポートフォリオ的な教材のようなものを活用することが明示された。

② 生徒会行事

- ・活動が3項目に整理・統合された。
- ・生徒の自発的・自治的に活動する態度や能力を一層高めていくことが求められる。

③ 学校行事

- ・行事の内容は5種類とし、入学から卒業までに取り組むものとする。
- ・就業体験活動やボランティア活動等の体験活動を引き続き重視する。

2 指導計画の作成についての配慮事項

(1) 特別活動における生徒の主体的・対話的で深い学び

ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事のそれぞれの年間指導計画に当たり、各活動・学校行事の全体を通して、主体的・対話的で深い学びが実現するように組み立てることが大切である。

(2) 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画

特別活動の目標は、特別活動の各活動・学校行事の実践的な活動を通して達成されるものであり、その指導計画は、学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしている。したがって、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教師の協力の下で作成することが大切である。

その配慮すべき点として、地域や学校、生徒の実態等を踏まえ、学校の創意工夫を生かすとともに、状況に応じて実施できるようにする。また、生徒の興味・関心、能力・適性等に関する十分な生徒理解に基づいて作成することが必要である。活動においては、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすることが重要であるが、その際にも、教師による適切な指導の下でなされなければならない。また、各教科・科目や総合的な探究の時間などの指導との関連を図り、各教科・科目などで育成された資質・能力が特別活動で活用できるようにするとともに、特別活動を通じて培われた資質・能力が各教科・科目などの学習に生かされるようにすることが大切である。実施に際しては、(i)家庭や地域の人々との連携や交流を深め、その教育力の活用を図ったり、地域の自然や文化・伝統を生かしたりすること、(ii)社会教育施設等を活用した教育活動を展開していくこと、が必要である。

(3) ホームルーム経営の充実と生徒指導との関連

学校での学習や生活において、その基盤となるホームルームとしての集団の役割が認識されてきており、いじめの未然防止の観点からもホームルーム経営の充実が重要となる。そのため、学校経営や学年経営との調和を図ったホームルーム経営の充実を意識することが求められる。

(4) 障害のある生徒など学習活動の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫

今回の改訂では、障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが、各教科等において示されている。その際、学習内容の変更や学習内容の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

(5) 道徳教育との関連

各活動・学校行事の準備から振り返りまでの過程で、生徒が主体的に行動し、よりよい人間関係を形成できる活動等を振り返り、自己の生き方を考える場面を意図的に準備することが大切である。また、その指導の在り方を具体的に指導計画で明らかにすることも大切である。

3 教育課程編成上の留意点

(1) 特別活動の授業時数

ア 全日制課程におけるホームルーム活動の授業は、年間 35 週行うことを標準とし、授業時数は原則として 35 単位時間以上とする。1 単位時間は 50 分を標準とし、10 分程度の短い時間の活動については授業時数に含めない。

イ 生徒会活動、学校行事については、学校の実態に応じてそれぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

(2) 実施内容等

ア 次に掲げられている各活動・学校行事の内容については、高校生活全体を見通した全体計画を作成する必要がある。

[ホームルーム活動]

(1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画

ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決

イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚

ウ 学校における多様な集団の生活の向上

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

イ 男女相互の理解と協力

ウ 国際理解と国際交流の推進

エ 青年期の悩みや課題とその解決

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用

ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

[生徒会活動]

(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営

(2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画

[学校行事]

(1) 儀式的行事 (2) 文化的行事 (3) 健康安全・体育的行事

(4) 旅行・集団宿泊的行事 (5) 勤労生産・奉仕的行事

イ 生徒の自発的、自治的な活動の効果的な展開を図る。

ウ 指導内容の重点化と内容間の関連や統合を行う。

エ ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図る。

あらかじめ適切な時期・場面において、主に集団の場面で、必要とされる同質的な指導を、全員に行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題に対して、その課題を受け止めながら、主に個別指導により、個々の生徒の必要度に応じて行うカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要である。

オ 異年齢や幼児、高齢者、障害のある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動を重視する。

教育課程研究委員会委員名簿

部会名	氏 名	所属先・職 名
共通教科等	山本 浩樹 齋藤 浩 中條 孝則 渡邊 謙 松岡 宏一 北堀 礼子 村上 盛彦 山下 達雄 尾平 真 猪熊 眞次 川平建三郎 豊藤 壽一 公文 洋 近藤 雅和 徳永 公美 松本 弘司 横井 透 船橋 康志 松本 忍 橋 正隆 安岐 道明	香川県立高瀬高等学校校長 香川県教育センター教職員研修課長 香川県立高松高等学校教頭 香川県立高松高等学校教頭 香川県立高松高等学校教頭 香川県立高松東高等学校教頭 香川県立農業経営高等学校教頭 香川県立坂出商業高等学校教頭 香川県立坂出高等学校教頭 香川県立丸亀高等学校教頭 香川県立善通寺第一高等学校教頭 香川県立高瀬高等学校教頭 香川県立小豆島中央高等学校教諭 香川県立三木高等学校教諭 香川県立高松工芸高等学校教諭 香川県立高松北高等学校教諭 香川県立坂出工業高等学校教諭 香川県立丸亀高等学校教諭 香川県立善通寺第一高等学校教諭 香川県立善通寺第一高等学校教諭 香川県立観音寺第一高等学校教諭
農 業	吉田 重隆 池田 宏樹 棚田 英雄 喜多 泰三 金子 忠相 宮本 礼司	香川県立農業経営高等学校校長 香川県立石田高等学校教頭 香川県立農業経営高等学校教頭 香川県立石田高等学校教諭 香川県立高松南高等学校教諭 香川県立笠田高等学校教諭
工 業	谷岡 敏大 瀬尾 文隆 琢磨 雅人 白川 浩 稲岡 和巳 馬場 文彦 本行 圭介	香川県立坂出工業高等学校校長 香川県立坂出工業高等学校教頭 香川県立多度津高等学校教頭 香川県立観音寺総合高等学校教頭 香川県立志度高等学校教諭 香川県立高松工芸高等学校教諭 香川県立観音寺総合高等学校教諭
商 業	梶 正司 松浦 宏和 高木 俊介 松口 哲也 多田羅元弘 二宮万裕美 今滝 純江	香川県立高松商業高等学校校長 香川県立志度高等学校教頭 香川県立志度高等学校教諭 香川県立高松商業高等学校教諭 香川県立坂出商業高等学校教諭 香川県立坂出商業高等学校教諭 香川県立丸亀城西高等学校教諭

水産	岩澤 正俊 大坂 吉毅 中西 一仁 槇 英幸 松村 善彦	香川県立多度津高等学校校長 香川県立多度津高等学校教諭 香川県立多度津高等学校教諭 香川県立多度津高等学校教諭 香川県立多度津高等学校教諭
家庭	平畑 博人 佐藤扶美子 岡田 茶世 水早 栄子 飯野 尚子	香川県立高松南高等学校校長 香川県立坂出工業高等学校教頭 香川県立高松商業高等学校教諭 香川県立丸亀城西高等学校教諭 香川県立観音寺総合高等学校教諭
看護	松田 英司 武本 桂子 川崎 里佳 黒瀬ふきよ 山原 洋子	香川県立飯山高等学校校長 香川県立高松南高等学校教諭 香川県立高松南高等学校教諭 香川県立飯山高等学校教諭 香川県立飯山高等学校教諭
情報	香西 新五 関本 英統 村川 和也 光武 淳 濱口 大	香川県立坂出商業高等学校校長 香川県立香川中央高等学校教頭 香川県教育センター教育研究課主任指導主事 香川県立高松商業高等学校教諭 香川県立坂出商業高等学校教諭
福祉	平畑 博人 木村 敏子 佐藤果菜子 池内 美保	香川県立高松南高等学校校長 香川県立飯山高等学校教頭 香川県立三木高等学校教諭 香川県立飯山高等学校教諭

教育委員会事務局担当者

所属先・職名	氏名
高校教育課・課長補佐(兼)主任指導主事	小山 圭二
高校教育課・主任指導主事	佐伯 卓哉
〃	横山 和哉
〃	溝渕 正起
〃	前田 博史
〃	伊賀あづさ
〃	笠井真希子
〃	亀田 龍輔
〃	上枝美紀子
高校教育課・指導主事	川東 芳文
保健体育課・主任指導主事	小幡 淑